

第5次宜野座村総合計画（前期基本計画） ～ 素 案 ～

平成28（2016）年度 ～ 平成32（2020）年度

目 次

3 編 前期基本計画

前期基本計画の見方	50
基本政策 1 子どもたちの笑顔あふれ文化を育み時代を担う“人づくり”	53
基本施策 1-1 子育て支援の充実	54
基本施策 1-2 魅力ある幼稚園・学校教育の推進	58
基本施策 1-3 生涯スポーツ・生涯学習の推進	62
基本施策 1-4 地域文化の継承と文化活動の振興	64
基本施策 1-5 国内外の交流活動の推進	68
基本政策 2 生涯健やかで地域で支え合う“健康と地域福祉づくり”	71
基本施策 2-1 地域福祉の推進	72
基本施策 2-2 生涯にわたる健康づくりの推進	74
基本施策 2-3 高齢者福祉の推進	76
基本施策 2-4 障がい者福祉等の推進	80
基本施策 2-5 社会保障の充実	82
基本政策 3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”	85
基本施策 3-1 自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進	86
基本施策 3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成	90
基本施策 3-3 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備	94
基本施策 3-4 環境衛生の向上	96
基本施策 3-5 基地問題の対応	98
基本政策 4 魅力と個性にあふれた“産業づくり”	101
基本施策 4-1 地域に根ざした農業・畜産業の振興	102
基本施策 4-2 新たな水産業の推進	106
基本施策 4-3 地域特性を活かした観光・商工業の振興	108
基本施策 4-4 情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用の推進	112
基本施策 4-5 雇用の創出	116
基本政策 5 安心・安全で快適な“環境基盤づくり”	119
基本施策 5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実	120
基本施策 5-2 道路・交通基盤の整備・充実	122
基本施策 5-3 上水道・集落排水の充実	124
基本施策 5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実	126
基本施策 5-5 交通安全対策の充実	128
基本政策 6 知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”	131
基本施策 6-1 村民参加による協働のむらづくりの推進	132
基本施策 6-2 効率的な行政運営の拡充	134
基本施策 6-3 健全な財政運営の確立	135

前期基本計画の見方

前期基本計画で各分野における施策等を下記のように構成しています。

基本施策：

「水と緑と太陽の里・宜野座」の将来像を実現するための6つの柱を記載しています。

基本政策1 子どもたちの笑顔あふれ文化を育み時代を担う“人づくり”

基本施策 1-1

次代を担う子どもの育成

▶ 施策のめざす方向

安心して妊娠出産が迎えられ、地域ぐるみで子育てを応援する環境づくりを進めます。子育て中の保護者等が子育てに関して正しい理解を深め、不安や負担感を軽減できるよう相談体制の充実を図り、増大する保育ニーズへ対応するため、認可保育所(園)の定員拡充や多様な保育サービスの確保と質の向上に努めます。さまざまな状況にある子どもが等しく健やかに育つよう、関係機関との連携強化のもと、個々の状況に寄り添う支援を行います。

基本施策：

基本政策を実現するための最も基本となる施策を記載しています。

▶ 現状と課題

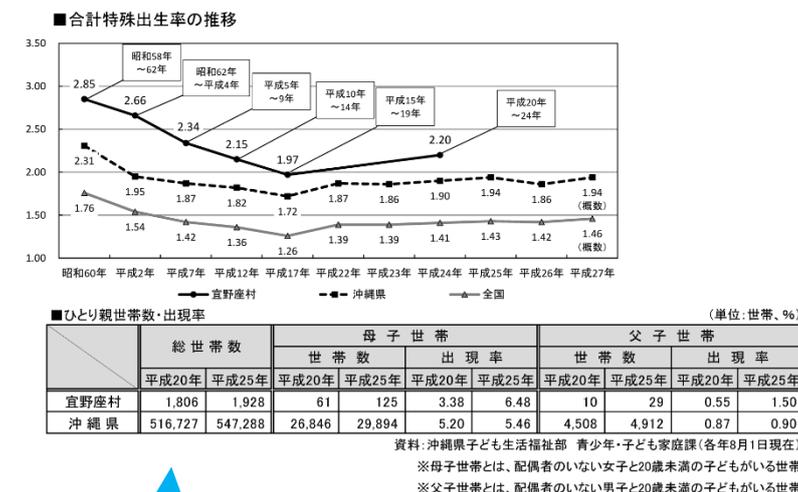
本村の合計特殊出生率は全国的に高く、子どもの人数も増えています。そのような中、母子の健康を守るため、妊婦相談から赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援に関する各種教室の開催等、母子保健事業に積極的に取り組んでいます。一方、近年の出生数や子育て世帯の転入増加等、村内の母子を取り巻く社会環境の変化にともない、対象者等の十分な把握が難しくなっています。今後は転入者の把握のため健康福祉課と村民生活課の連携を強化するとともに、妊娠早期からの育児不安への対応、母子の健康管理・相談体制の充実が課題となっています。不妊治療助成事業の推進など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

施策のめざす方向：

基本施策を展開していくうえで、めざすべき基本的な方向を記載しています。

現状と課題：

本施策を推進する背景として、全国あるいは本村の現状とこれからの取組課題等を記載しています。



参考データ(グラフ・表)：本市の現況と課題について、分かりやすく表現するための参考データを掲載しています。

※それぞれの基本施策がみやすいように、基本的に見開き頁で構成しています。

※「グラフが小さくて見づらい」のレイアウト、編集については、今後写真掲載等も含めて行う予定です。

▶ 施策展開

(1) 安心して子どもを産み育てる環境づくり（母子保健の推進）

- ①妊娠・出産期から新生児、乳幼児期を通して母子の心身の健康が維持されるよう、健康診査、家庭訪問、保健相談・指導を充実します。
- ②育児に関する学習、交流の機会を提供し、子育てに関する情報発信を行います。育児不安や育てにくさを感じる保護者支援に取り組みます。
- ③乳幼児期からの規則正しい食習慣を確立するため、保育所（園）、幼稚園、学校及び家庭等と連携した食育を推進します。
- ④感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図ります。
- ⑤疾病の早期発見と早期治療を促進するために、18歳までを対象に入院・通院とともに医療費の保険適用分を全額補助します。
- ⑥子どもから大人へと変化していく時期の心身の健やかな成長を促進するため、思春期保健学習を推進します。
- ⑦不妊治療費助成や相談窓口などの周知に努めます。

(2) 保育・子育てサービスの充実

- ①増大する保育ニーズや待機児童ゼロへの対応のため、認可保育所（園）の定員枠の拡大や小規模保育所の整備等に取り組みます。
 - ②保護者の就労形態や多様化する保育ニーズを把握し、通常保育をはじめ、時間外保育（延長保育）や一時預かりなどの多様な保育サービスを提供します。質の高い保育サービスが提供されるよう、保育士の研修機会の充実や必要加増改善を進めます。
 - ⑤生活の安定と目立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に児童扶養手当を支給し、経済的な負担軽減を図ります。また、子どもの生活を保障するため、養育費の確保等について広く意識啓発を図ります。
- <切れ目のない療育支援の充実>
- ⑥子どもの障がいの早期発見に努め、専門機関の連携のもと、保護者等が治療・療育などについて相談できる相談体制の充実を図ります。
 - ⑦発達に応じた適切な療育や希望する保育・教育、地域における子育て支援が、切れ目なく受けることができるよう、子どもや保護者に寄り添う支援を行ないます。

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
合計特殊出生率	2.20 (26年度)	2.24 (31年度)	宜野座村総合戦略
認可保育所（園）定員数	270名	315名	「子ども・子育て支援計画」と保育園の分園や増築の計画を考慮
放課後児童健全育成事業実施箇所数	3箇所 (平成28年度)	4箇所	

施策展開：

「基本施策」及び「施策のめざす方向」を実現するための取り組み内容を記載しています。また、取り組みの主体や連携・協力する団体等を明確にするように示しています。

指標：

「基本施策」及び「施策のめざす方向」を実現するために「施策展開」に取り組み、その達成状況を示す指標です。

- ・現状値は平成27年度等の直近、目標指標は平成32年度を基本的に示しています。
- ・指標によっては、統計経過が1～2年後に公表されるものや5年に1度の調査、目標指標の算出が複雑で個別計画等で目標年にあわせた目標指標の算出が困難な場合はその場合に限りません。

前期基本計画

1章

基本政策 1 :

「子どもたちの笑顔あふれ文化を育み時代を担う“人づくり”」

基本施策 1-1	子育て支援の充実	p 54～57
基本施策 1-2	魅力ある幼稚園・学校教育の推進	p 58～61
基本施策 1-3	生涯スポーツ・生涯学習の推進	p 62～63
基本施策 1-4	地域文化の継承と文化活動の振興	p 64～67
基本施策 1-5	国内外の交流活動の推進	p 68～69

基本施策 1-1

次代を担う子どもの育成

▶ 施策のめざす方向

安心して妊娠出産が迎えられ、地域ぐるみで子育てを応援する環境づくりを進めます。子育て中の保護者等が子育てに関して正しい理解を深め、不安や負担感を軽減できるよう相談体制の充実を図り、増大する保育ニーズへ対応するため、認可保育所(園)の定員拡充や多様な保育サービスの確保と質の向上に努めます。さまざまな状況にある子どもが等しく健やかに育つよう、関係機関との連携強化のもと、個々の状況に寄り添う支援を行ないます。

▶ 現状と課題

本村の合計特殊出生率は全国的に高く、子どもの人数も増えています。そのような中、母子の健康を守るため、妊婦相談から赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援に関する各種教室の開催等、母子保健事業に積極的に取り組んでいます。一方、近年の出生数や子育て世帯の転入増加等、村内の母子を取り巻く社会環境の変化にともない、対象者等の十分な把握が難しくなっています。今後は転入者の把握のため健康福祉課と村民生活課の連携を強化するとともに、妊娠早期からの育児不安への対応、母子の健康管理・相談体制の充実が課題となっています。不妊治療助成事業の推進など、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

本村では、子どもの人数の増加や保護者の就労形態の多様化にともない、村民の保育ニーズは年々増大し、待機児童も問題となっています。このような中、平成 27 年 3 月に「宜野座村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育・子育て支援サービスの充実、子育てに関する相談、子ども等の安全・安心の確保、要支援児童等への対応など、地域ぐるみでの子育て支援に取り組んでいるところです。

村内には認可保育所(園)が 3 か所あり、宜野座村立保育所、社会福祉法人の松田保育園、かんな保育園で保育事業が展開されています。待機児童解消対策として 3 保育所(園)ともに定員枠を拡大し、平成 28 年 4 月現在、村立保育所 70 名、松田・かんな保育園共に 100 名定員となり、待機児童は減少しつつあります。しかしながら、引き続き保育士の確保や施設の増改築を推進し、待機児童ゼロに向けた取り組みが求められています。また、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、幼保一元化についても今後検討が必要です。さらに、各保育所(園)では、延長保育や発達支援保育などを実施しており、村立保育所、松田保育園では一時預かり保育、かんな保育園では家庭保育の保護者や子どもを支援する「子育て支援センター事業」を実施しています。育児のサポートをする「ファミリー・サポート・センター事業」については、引き続き事業の周知及び利用促進が課題となっています。保護者の就労形態や保育ニーズを的確に捉え、子どもたちの健やかな成長を支える子育て環境の充実をめざす必要があります。

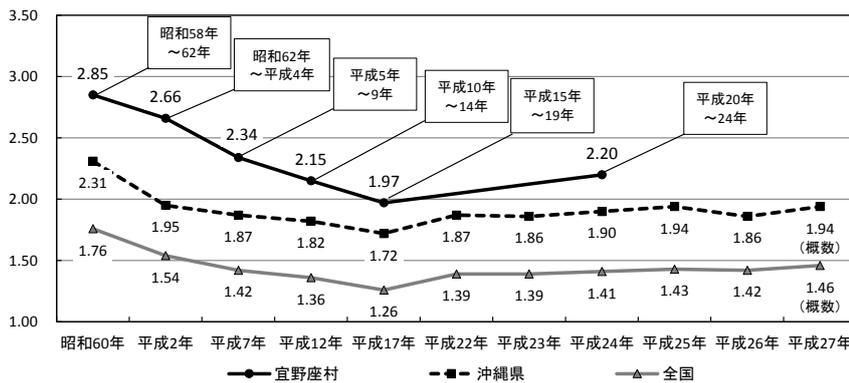
宜野座村文化センター内に設置されている児童センターは、乳幼児期から児童にかけて遊びや多様な活動の機会を提供しており、今後ともプログラムの充実や利用促進に努める必要があります。また、地域を中心に子育てに関わる支援活動や世代間交流が図られています。平成27年度より宜野座区で開始した放課後児童健全育成事業は、平成28年度は惣慶区・漢那区でも取り組まれ、地域の実情にあった放課後の児童支援を行っています。今後も子どもたちが地域の中で、心豊かにたくましく育っていく環境をさらに充実させることが重要です。

本村では子育て不安解消や虐待の発生予防・早期発見などに取り組む「宜野座村要保護児童対策地域協議会」を設置し、学校や地域、関係機関等の連携のもと、機能強化に努めています。

そのほか、児童扶養手当の状況をみると、ひとり親世帯は年々増加傾向にあり、経済的な自立や、子育てと就労、精神面などへの支援などの対策に努める必要があります。近年課題となっている「子どもの貧困」についても、実態の把握とともに、経済的な自立への相談支援、子育て支援などの対応に努める必要があります。

障がいや発達に関する相談等が増えており、障がいや発達の気になる子については、早期発見、早期支援が大切であることから、乳幼児期の母子保健や保育、義務教育など分野をこえた、子どもや保護者への切れ目のないサポートが重要です。また、希望する療育や教育、地域の子育て支援が受けられるよう相談支援が求められています。

■合計特殊出生率の推移



■ひとり親世帯数・出現率

(単位:世帯、%)

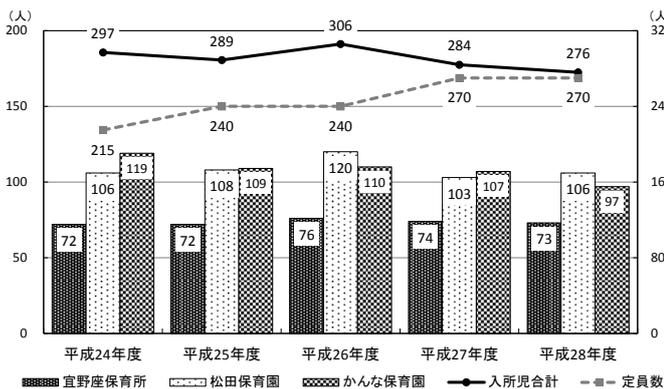
	総世帯数		母子世帯				父子世帯			
			世帯数		出現率		世帯数		出現率	
	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年
宜野座村	1,806	1,928	61	125	3.38	6.48	10	29	0.55	1.50
沖縄県	516,727	547,288	26,846	29,894	5.20	5.46	4,508	4,912	0.87	0.90

資料: 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課(各年8月1日現在)

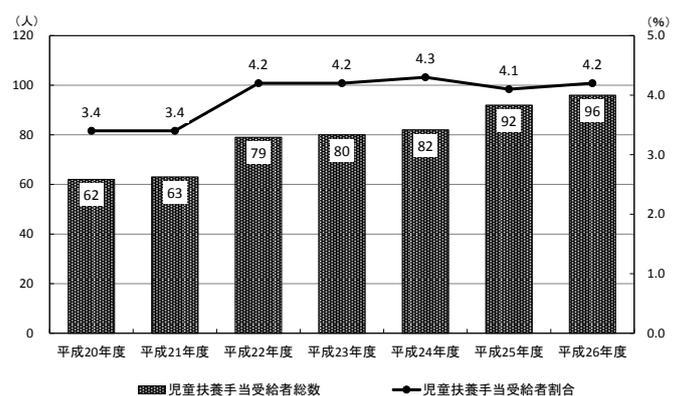
※母子世帯とは、配偶者のいない女子と20歳未満の子どもがいる世帯

※父子世帯とは、配偶者のいない男子と20歳未満の子どもがいる世帯

■保育所(園)入所時数園児数と定員数の推移



■児童扶養手当受給者総数の推移



▶ 施策展開

(1) 安心して子どもを産み育てる環境づくり（母子保健の推進）

- ①妊娠・出産期から新生児、乳幼児期を通して母子の心身の健康が維持されるよう、健康診査、家庭訪問、保健相談・指導を充実します。
- ②育児に関する学習、交流の機会を提供し、子育てに関する情報発信を行います。育児不安や育てにくさを感じる保護者支援に取り組みます。
- ③乳幼児期からの規則正しい食習慣を確立するため、保育所（園）、幼稚園、学校及び家庭等と連携した食育を推進します。
- ④感染症を予防するため、予防接種の受診勧奨を行い、多様な方法により接種率の向上を図ります。
- ⑤疾病の早期発見と早期治療を促進するために、18歳までを対象に入院・通院とともに医療費の保険適用分を全額補助します。
- ⑥子どもから大人へと変化していく時期の心身の健やかな成長を促進するため、思春期保健学習を推進します。
- ⑦不妊治療費助成や相談窓口などの周知に努めます。

(2) 保育・子育てサービスの充実

- ①増大する保育ニーズや待機児童ゼロへの対応のため、認可保育所（園）の定員枠の拡大や小規模保育所の整備等に取り組みます。
- ②保護者の就労形態や多様化する保育ニーズを把握し、通常保育をはじめ、時間外保育（延長保育）や一時預かりなどの多様な保育サービスを提供します。質の高い保育サービスが提供されるよう、保育士の研修機会の充実や必要な処遇改善を進めます。
- ③老朽化が進む村立保育所については、建替・改築・修繕等による保育環境の充実を検討します。同時に、村民の教育・保育ニーズや待機児童対策の動向を踏まえ、幼保一元化について協議を行いません。
- ④乳幼児期から学童期へと連続した幼児教育や子育て支援を展開するため、保・幼・小の連携を強化し、引き続き交流事業などを充実します。
- ⑤子どもたちの健やかな育ちをサポートするため、医療費の助成や各種手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

(3) 地域における子育て支援活動の推進

- ①ファミリー・サポート・センター事業の利用促進とサポート会員の増加のため、事業の周知活動を強化します。
- ②地域における子育て相談や家庭保育などの子どもや保護者の交流の場となる地域子育て支援センターの充実を図ります。
- ③各種子育てサービスや育児サークルなどの子育て関連情報を発信するとともに、民生委員児童委員等と連携した地域における子育て支援を行います。

(4) すべての子どもの権利を守る取り組みの充実

<要援護児童への対応の充実>

- ①要保護児童及び保護者への適切な支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会に参画する関係機関との連携を密にし、協議会の活動を強化します。
- ②母子保健や児童福祉、教育、貧困対策等の各分野の事業を通じ、要保護児童の早期発見に努め、子どもや保護者等への相談対応を行うとともに、地域住民及び地域の各団体などと連携した情報収集や必要に応じた見守り活動などを行ないます。

<ひとり親家庭等の自立支援の推進>

- ③ひとり親家庭が抱える悩みや不安に対し、適切な支援につながるよう相談窓口や相談員の周知を図ります。
- ④就業のための相談窓口の周知や、講座等の情報提供の充実に努めます。村内事業所へ雇用に伴う優遇制度等の情報提供を図ります。
- ⑤生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に児童扶養手当を支給し、経済的な負担軽減を図ります。また、子どもの生活を保障するため、養育費の確保等について広く意識啓発を図ります。

<切れ目のない療育支援の充実>

- ⑥子どもの障がいの早期発見に努め、専門機関の連携のもと、保護者等が治療・療育などについて相談できる相談体制の充実を図ります。
- ⑦発達に応じた適切な療育や希望する保育・教育、地域における子育て支援が、切れ目なく受け取ることができるよう、子どもや保護者に寄り添う支援を行ないます。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
合計特殊出生率	2.20 (26年度)	2.24 (31年度)	宜野座村総合戦略
認可保育所(園)定員数	270名	315名	「子ども・子育て支援計画」と保育園の分園や増築の計画を考慮
放課後児童健全育成事業実施箇所数	3箇所 (平成28年度)	4箇所	

基本施策 1-2

魅力ある幼稚園・学校教育の推進

施策のめざす方向

＜幼稚園＞

幼稚園教育は、生涯にわたる人間形成及び義務教育の基礎を培う大切な時期であることから、学びの経験となる集団活動での「遊び」を通して総合的な指導の充実を図ります。また、新たな子ども子育て支援制度に基づき、預かり保育を継続する等の地域社会全体で子どもたちを育成する環境の充実を図るとともに、保育園と小学校との円滑な連携を推進します。

＜小中学校、高校大学の進学＞

学校・家庭・地域・行政の相互連携のもと、知・徳・体の調和のとれた人格形成を目指し、特色のある小中学校の教育内容や教育体制、地域に開かれた学校運営の充実や子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な教育環境の充実に努めます。また、本村の中学生や高校生が進学したくなるような学習環境の充実や育英資金の適切な運営による経済的負担の軽減に努めます。

現状と課題

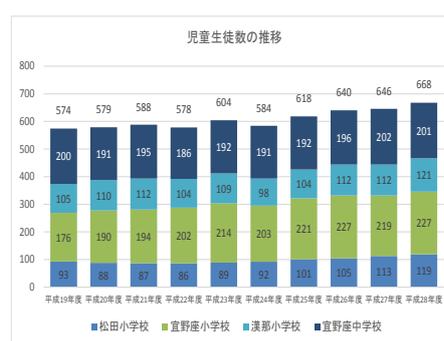
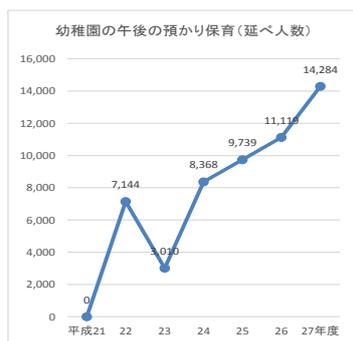
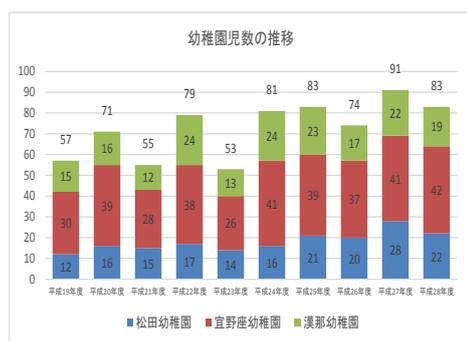
＜幼稚園＞

近年、全国的には少子化・核家族化や共働き等の親の就労形態の変化などにより、子どもの教育・保育環境は刻々と変化しています。

宜野座村では、松田幼稚園、宜野座幼稚園、漢那幼稚園の3幼稚園で5歳児保育として運営しており、松田・宜野座・漢那の各小学校に併設しています。平成28年度の各幼稚園の園児数は、松田幼稚園22人、宜野座幼稚園42人、漢那幼稚園19人となっており、幼稚園児数は年度によって増減はあるものの、緩やかに増加しています。また、幼稚園における待機児童数は平成28年4月現在、ゼロです。

本村では全国的に本格実施（平成27年4月）となった子ども・子育て支援新制度よりもいち早く、家庭における教育費の経済的負担と子育て支援を図るため、平成21年度から保育料の無料に取り組んでいます。また、共働きの保護者も多いことから、預かり保育担当を4名（1クラス1名体制）配置し、午後の預かり保育を実施していますが、午後の預かり保育のニーズは増えている状況です。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等による「幼保一元化」については、沖縄県内の動向をはじめ、利用面や運営面、経済面、施設面等を含めて、各園の実情やニーズにあった方法を関係課や関係団体等と協議して検討していくことが必要です。



<小中学校、高校大学の進学>

宜野座村内の学校教育機関については、松田小学校、宜野座小学校、漢那小学校の3小学校と、村全体を1校区とした宜野座中学校が設置されており、学校・家庭・地域社会及び行政の連携により、社会の変化に主体的に対応できる能力や創造性の育成に努めています。平成19年以降の児童数及び生徒数の推移をみると、平成19～24年度までほぼ横ばい傾向でしたが、平成24年度以降は児童数及び生徒数ともに緩やかに増加しています。また、宜野座村には、県立宜野座高等学校が立地し、広域的な教育機関としての役割を果たしています。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた人間育成を目指して、各学校の実態に応じて創意工夫を生かした教育活動や児童生徒一人ひとりの確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成を図る必要があります。

学力向上に係る取り組みとしては、昭和61年以降、宜野座村学力向上推進委員会において、学校、家庭、地域、行政が一体となった取り組みを行っており、平成28年度の全国学力学習状況調査において、小学校が全教科全国平均を上回るなどの成果が現れており、今後とも継続して学校におけるR・V・P・D・C・Aマネジメントサイクルに基づいた「確かな学力の向上」のための「わかる授業」を構築していく必要があります。

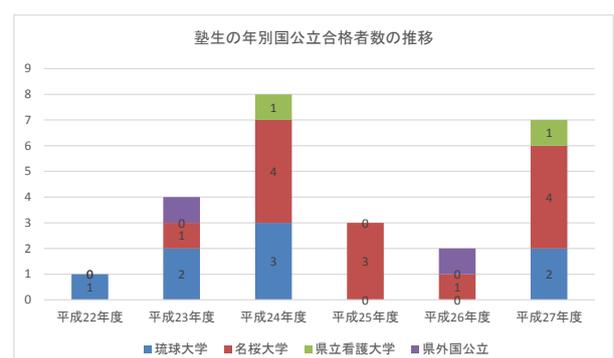
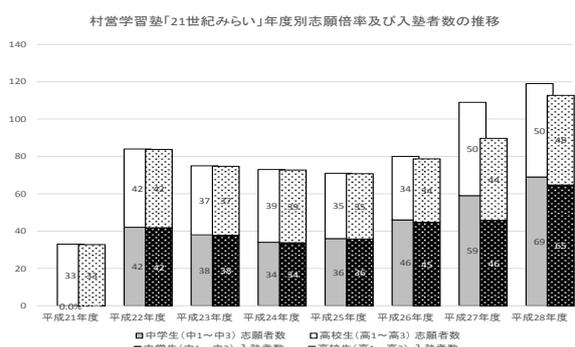
平成25度から各小中学校に、電子黒板・デジタル教科書・実物投影機・タブレット端末、無線LAN等のICT機器を導入し、ICTを活用した授業等を実施し、児童生徒の学習に対する関心の高まりや意欲的な学習の姿がみられています。

村内には民間の学習塾がなく、生徒の学習環境を整えるため、平成21年に村営学習塾「21世紀みらい」を宜野座村文化センター内に設置し、平成27年度から中学生・高校生の教科運営を民間委託し、効率的な運営や生徒ニーズに応じた学習指導を展開しています。また、平成27年度以降、中学生及び高校生とも入塾希望者が定員数を上回っており、面接などを経て入塾生から毎年、国公立合格者数を輩出し、平成27年度は7名となっています。

育英資金については、返済額より滞納額が上回り、貸付と返済のバランスが悪くなっています。そのため、平成28年度に会則を改定しました。学校施設の整備については、平成25年度に松田小学校の校舎改築や共同調理場の建設に取り組むなど、より良い教育環境づくりに取り組んでいます。一方で、各小学校のプールの老朽化や宜野座中学校の屋内体育施設の天井落下防止対策、幼稚園施設の改築及び修繕等による適切な維持管理等が課題となっています。

また、各学校では児童生徒や教職員はじめ、PTA・保護者等により構内の美化・緑化活動が行われており、平成24年度には宜野座高校が全日本学校関係緑化コンクールで特選（文部科学大臣賞）となりました。

学校と保護者・地域と連携では、PTA活動や子ども育成活動をはじめ、読み聞かせボランティアや地域伝統の指導等があり、各種活動が盛んに行われています。



施策展開

(1) 幼稚園教育の充実

- ①学校教育のはじまりとしての幼稚園教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即した教育内容の充実に努めます。
- ②各種研修会等を通じて、教員の資質・専門性の向上に努め、社会環境の変化に対応する多様な幼児教育の展開を図ります。
- ③宜野座村子ども子育て事業計画に基づき、地域ニーズに応じた預かり保育の充実に努めるとともに、子育て支援センターにおける利用者支援の実施や保護者の経済的支援など、子育て世帯への支援を推進します。
- ④発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する幼稚園児に対して特別支援サポーターの配置等による特別支援教育の充実、その保護者との共通理解を深めるため研修機会の充実に努めます。
- ⑤保育士・幼稚園教諭、学校教諭等が連携して子ども等の情報を共有するなど、保育園、幼稚園、小学校における円滑な連携を推進します。
- ⑥幼保一元化については、各園の実情や幼稚園ニーズにあった方法を関係課や関係団体等と協議して検討します。

(2) 小中学校の教育内容の充実

- ①小中学校の全体的な学力向上と健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、知・徳・体の調和のとれた宜野座っ子を育てる教育内容の充実に努めます。
- ②わかる授業の構築を図るため、『宜野座村「授業づくり」共通実践10項目』及び「宜野座っ子学習5つのやくそく」を推進します。
- ③学校の実態に応じて学習支援員を配置する等、児童生徒の個性や能力に応じ、習熟度別指導、少人数授業、チームティーチングを実施し、確かな学力の定着・向上をめした学習指導の工夫・充実に取り組みます。
- ④総合的な学習の時間の充実、勤労観や職業観を育むキャリア教育の充実、人権・道徳・平和教育の充実を図ります。
- ⑤ALTを活用した外国語活動・英語教育の充実や宜野座村海外移住者子弟研修生等との交流による国際理解教育の推進を図ります。
- ⑥情報教育の推進を図るため、IT指導員の配置や教職員のICT機器活用及び指導力の向上、宜野座村ITオペレーションパークの協力による講話等に取り組みます。
- ⑦地域文化や文化財、博物館等を活用し、郷土の自然・歴史・文化学習の充実を図ります。
- ⑧児童生徒の肥満や痩せ等の対策を図るため、心と体の健康づくり、食育の推進及び地産地消の推進を図ります。
- ⑨教職員の資質の向上を図るため、村主催各種研修（定例校長研修会・教職員研修等）の充実をはじめ、公開授業の推進や校内研修の充実等を推進します。

(3) 教育体制及び学校運営の充実

- ①児童生徒への指導・相談体制の充実を図るとともに、青少年健全育成協議会の活動を充実します。
- ②学校の実態に応じ特別支援サポーターや特別支援教育アドバイザー、臨床心理士等を配置し、児童・生徒一人ひとりに合わせた継続的な支援体制の充実を図ります。

- ③幼稚園教育の充実に向けた3幼稚園連携を充実するとともに、保育園・幼稚園・小中学校との連携による子育て支援を進めます。
- ④学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある学校運営のため、学校評議員制度の充実、公開授業の推進、各学校のホームページの定期的な更新、PTA活動の充実等に取り組みます。
- ⑤宜野座村教育委員会による学校訪問等を実施し、小中学校と行政の相互連携の充実を図ります。

(4) 子育て支援体制の充実

- ①地域と連携して、小学生のいる保護者の子育てと就労の両立などを支援するため、地域単位による放課後児童クラブを支援します。
- ②沖縄県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、本村の地域の実情に応じて、貧困対策支援員の配置や食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を提供することができる子どもの居場所づくりの運営支援を行います。
- ③青少年を育成するため、学校・家庭・地域と連携し、より良い地域社会の環境づくりを進めるとともに、青少年の自主的・自発的な活動の支援や児童生徒などへの指導・相談体制の充実に努めます。

(5) 高校大学等の進学支援

- ①村営学習塾「21世紀みらい」の効率的な運営と学習意欲・学力向上を図り、国公立大学を目指す中学生及び高校生を支援し、将来の地域を担う人材育成に取り組みます。
- ②高等学校等以上及び専門学校への進学に対し、育英資金の無利子貸付を行うとともに、育英資金の円滑な運営に取り組みます。

(6) 教育環境の充実

- ①幼児児童生徒が安全で楽しく学べる学校施設の整備や適切な維持管理に取り組みます。
- ②教育活動に応じた教材や備品等の充実に取り組みます。
- ③学校・保護者・地域との連携による学校の美化・緑化活動を促進します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
幼稚園における待機児	0人 (平成28年4月)	0人	
幼稚園の預かり保育	100%	100%	
全国学力調査の正答率	全国平均正答率との比較(平成28年度) 小学校:最大+4.1ポイント 中学校:最大-12.8ポイント	全国平均正答率との比較 (平成28年度) 小学校:全国水準以上 中学校:最大5ポイント以内	学力向上主要施策(沖縄県)
学習支援員の配置(小学校)	6人(平成28年)	適宜配置	学校課題に応じて配置
習熟度別対応支援員(中学校)	5人(平成28年)	5人	主要5教科への配置
特別支援員 ¹⁾ - ²⁾	16人(平成28年)	適宜配置	ニーズに合わせて対応

基本施策 1-3

生涯スポーツ・生涯学習の推進

▶ 施策のめざす方向

幼児から高齢者まで、村民の誰もが、いつでもどこでも学び、気軽に運動することができるよう、地域や学校、関係団体等と連携しながら、地域ぐるみの生涯スポーツや生涯学習、図書館活動を推進するとともに、その活動の場となる施設の充実を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村には、宜野座村営総合グラウンド、宜野座村営総合体育館、宜野座村営野球場、宜野座ドーム、ぎのぎ打撃練習場をはじめ、パークゴルフ場、農村公園、漢那ダム湖畔公園、海洋型健康増進施設等の施設が充実しており、子どもから大人まで幅広くスポーツ・レクリエーション活動が盛んに取り組まれています。各区スポーツ振興会や村スポーツ推進委員等はスポーツ・レクリエーション活動の普及・指導に努め、村民の健康増進の役割を果たしています。今後もスポーツ・レクリエーション活動の裾野を広げていくため、スポーツ推進委員等の養成や確保を図るとともに、スポーツ教室やイベントの開催等に努める必要があります。

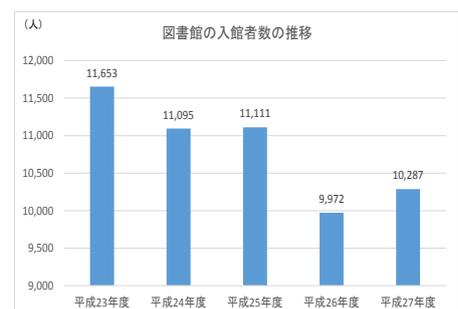
利用しやすい社会体育施設予約のシステム化については、平成 28 年度に取り組み、平成 29 年 4 月から予約システムを供用開始する予定です。

一方で、全国的に普及している総合型地域スポーツクラブについては、平成 26 年に設立準備委員会を開催し検討していますが、総合型地域スポーツクラブを支える組織とその活動を支える財源の確保は重要であり、指定管理者制度を活用して、社会体育施設の管理や事業を受託して収入源としている総合型クラブもあることから、調査・検討が必要となっています。

生涯学習については、中央公民館や文化センター図書館棟（和室、コンピューター室、L・L/視聴覚室、児童センター、女性センター）で様々な生涯学習講座やイベント等を開催し、村民の生涯学習活動を支援していますが、村が提供する講座と各地区で開催している講座は重複・類似している内容や村民ニーズに適していない講座もみられます。そのため、社会教育委員会、中央公民館運営審議会にて情報交換を行いながら取組んでいきます。昭和 54 年に建設された中央公民館は、老朽化に伴う維持管理及び修繕費の増大等が懸念されており、今後の対応を検討することが必要となっています。

文化センター図書館では、資料の収集・提供をはじめ、施設機能を有効に活用した利用サービスの充実、幼児・児童を対象にお話会（月 2 回）の開催、村民や読み聞かせボランティア、保育士、学校司書などを対象にした読み聞かせ講座や朗読講座、講演会等の図書館講座を開催しています。

一方で、図書館の利用者は減少傾向であり、特に中高生の利用減少が顕著となっており、その中高生を対象としたヤングアダルトコーナー向け資料の充実、Web 機能充実活用が必要となっています。また、図書館の収蔵書架やスペースの不足により、新しい資料の配架が厳しい状況であり、スペース確保や資料購入・収集が課題となっています。



施策展開

(1) 生涯スポーツの充実

- ①村民の健康づくりに資する新たなスポーツ・レクリエーションの普及促進と各種競技のスポーツに関する講習会及びスポーツ教室を開催・充実に努めます。
- ②指導員・スポーツ推進員等の養成及び確保に努めるとともに、スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成を図り、村民のスポーツ・レクリエーション活動の拡充に努めます。
- ③指定管理者制度を活用した社会体育施設の維持管理等も含めて、地域住民が集い、それぞれの実情やニーズに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブ創設の調査・検討に取り組みます。
- ④既存施設を活用したスポーツ大会や各種スポーツイベントを招致するとともに、スポーツ選手と地域交流を基本としたスポーツ交流やスポーツ合宿など、スポーツツーリズムの推進に努めます。

(2) 生涯学習の推進

- ①各区公民館との連携による中央公民館講座の開設方法や講座内容を検討します。
- ②各種学級や講座の修了者等が継続して主体的サークル活動等に移行して行けるよう、主体的サークル活動への機運づくりや活動運営の支援に努めます。
- ③各種サークル活動の育成・促進や各種サークル団体の活動を支援するとともに、各種団体間との連携強化に努めます。
- ④各地域の自主的な生涯学習の活動を促進します。

(3) 図書館活動の推進

- ①村民ニーズに応じた蔵書の確保や利用サービスの充実を図るとともに、学校や地域と連携して児童生徒等の読書の普及に努めます。
- ②図書館講座、読み聞かせ会、ブックスタート事業、職員研修とボランティアの養成及び活用など、読書を育む環境づくりに取り組みます。
- ③中高校生の利用を増やすため、ヤングアダルト向け資料の充実、学校機関との連携、Web機能（図書館ホームページやSNS等）の充実活用に取り組みます。
- ④可能な範囲で図書館の書架配置を再考し、資料スペース・配架を工夫するなど、図書館利用のニーズに応じた利用しやすい空間整備に努めます。

(4) 活動施設の充実

- ①文化センターの図書館棟（和室、コンピューター室、L・L/視聴覚室、児童センター、女性センター）の利活用に取り組みます。
- ②老朽化が進む中央公民館の適切な維持管理を行うとともに、中長期的視点で、公共施設が多く立地する中心地区の施設配置の検討も含めた中央公民館の建て替え及び場所を検討します。
- ③生涯学習及び社会体育施設の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて改修や施設機能強化、既存施設の設備・備品の充実に努めます。
- ④収入の確保及び施設利用の促進を図るため、宜野座村野球場や宜野座ドーム等のネーミングライツ（命名権）を検討します。

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
スポーツ推進員の人数	10人	10人	人口規模に応じて人数が定められている。
中央公民館講座の年間開催数	10回/年	10回/年	
図書館の入館者数	10,287人 (平成27年度)	12,000人	
蔵書冊数	44,000冊	53,000冊	『Lプラン21「図書館の設置と運営に関する数値基準」』より

基本施策 1-4

地域文化の継承と文化活動の振興

▶ 施策のめざす方向

地域にある貴重な文化財や伝統文化を、村民共有の財産として適切に記録・保存及び次世代に継承していくとともに、子どもや一般向けの文化財講座や地域巡り、企画展等で積極的に活用し、村民の伝統文化等の地域資源に対する意識の啓発を図ります。また、村民の豊かな感性を育むため、文化センターを中心として、村民が文化芸術に親しむ機会の創出や地域の文化活動の担い手を育てます。

▶ 現状と課題

宜野座村は、古くから集落が形成されている松田・宜野座・惣慶・漢那の4区で八月あしび（豊年祭）や綱引き等の民俗行事・伝統芸能が数多く受け継がれています。

その中でも「宜野座の京太郎」は沖縄県の無形民俗文化財、「字宜野座の十五夜アシビ」及び「字惣慶のミジタヤー」は本村の無形民俗文化財に指定されています。また、平成17年2月には字宜野座の十五夜アシビが「宜野座の八月あしび」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択され、平成26年3月には記録作成等の措置となる民俗文化財調査の報告書が刊行、平成26年11月には県の文化功労者として知事より宜野座区二才団が表彰を受け、平成28年1月には宜野座の八月あしびの演目である組踊『伏山敵討』・『宜野座の京太郎』・『みるく』が東京国立劇場の舞台に立っています。

これらの民俗行事や伝統芸能は、各字を中心に継承活動が行われており、地域の関心の高さが窺えます。今後も本村の特色ある民俗文化財を保護するため、地域主体の継承活動が発展的に推進される環境づくりや後継者の育成等の支援を実施することが重要となります。

また、本村には貴重な考古・自然・戦跡等が残されており、近年では村内文化財分布調査に伴う大川グシク跡（宜野座ヌ古島遺跡）の地形測量、リゾートウェディング施設の開発に伴う下袋原貝塚の発掘調査、漢那ウェヌアタイ（ヨリアゲの森公園）の植生調査、沖縄戦時の共同墓地の確認調査等により、貝塚時代から沖縄戦時に至る本村の歴史的な変遷が明らかになってきています。これらの文化財については、開発行為等によって現状変更がある場合、事前に協議を持ち、現状保存や記録保存に取り組んでいます。

博物館では文化財関連の資料収集・整理・保管・展示に加え、近年では文化財調査の成果に沿った紙芝居を製作し、その内容を企画展や常設展に反映させる事で展示内容に充実を図っています。また、夏休み子ども博物館講座や一般向けの郷土史講座、村内外の小・中・高校の地域学習や平和学習を支援する文化財巡りや文化講話、近年では宜野座村観光協会と連携したガイドの養成にも取り組んでいます。今後、本村の貴重な文化財を保護し、博物館の展示・講座の催し・文化財巡り等で積極的に文化財を活用し、観光分野におけるガイドの養成を継続的に取り組んでいく為には、専門員や職員体制等の更なる充実を図る必要があります。

文化センターのがらまんホールでは、県内をはじめ優れた国内外のアーティスト等を招き、芸能・音楽・演劇・ミュージカル等の公演等、様々な分野において文化芸術に親しむ機会を創出しています。また、地域伝統芸能の公演、宜野座村村文化協会による文化祭、音楽コンサート、学校等の舞台発表、施設外でのイベントが行われており、地域住民の文化芸術活動の場となっています。がらまんホールの企画運営は文化センターを設立した平成17年より、村内の各種団体の関係者で構成される実行委員会の村民ニーズ等に応じた自主事業による活動が展開され、地域に根差した運営により、がらまんホールの稼働率や利用者数は増加傾向となっています。

施策展開

(1) 伝統文化の継承及び発展

- ①地域に残る民俗行事や伝統芸能等の無形民俗文化財の記録・保存を推進し、その継承活動を支援します。
- ②地域の伝統芸能等の発表の場づくりを支援します。

(2) 文化財の保護活動の拡充

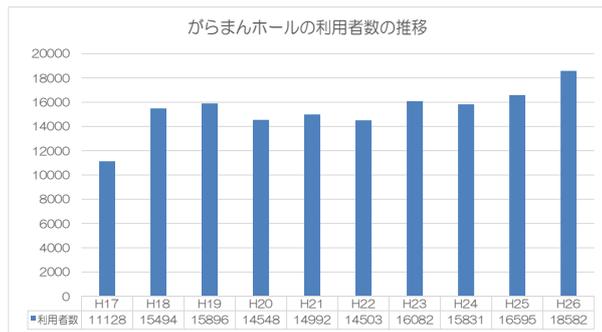
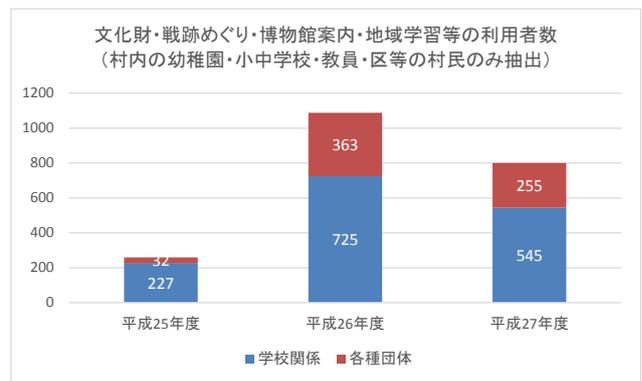
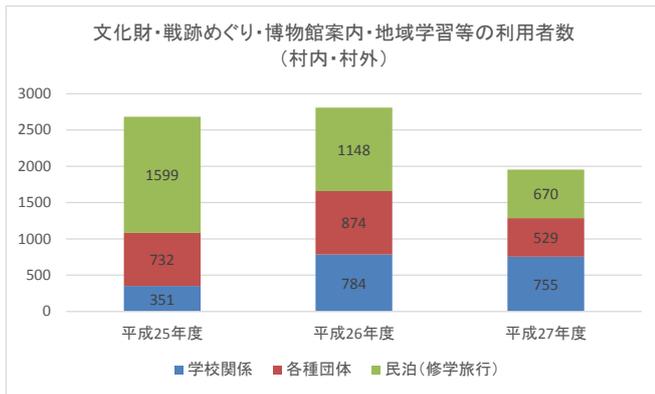
- ①地域に残る貴重な文化財を把握する目的の分布調査を推進します。
- ②開発時には、貴重な文化財を保護する目的の事前協議を実施します。
- ③やむなく現状が変更される文化財については、関係機関と協議の上、文化財の記録・保存調査を実施します。
- ④文化財保護調査審議会・博物館運営協議会と連携し、活動の強化を図ります。
- ⑤文化財の保護活動を推進し、その活用を図る為、専門職員の確保に取り組みます。

(3) 伝統文化等の地域資源に対する意識啓発

- ①文化財調査の成果を基に企画展を開催し、常設展を再構成します。
- ②文化財の活用・公開を目的とした刊行物や紙芝居等を製作します。
- ③子供や一般向けの文化財講座や地域巡り等を開催します。
- ④学校の地域学習や平和学習を支援する講話や地域巡り等を推進します。
- ⑤文化財調査の成果を活用した地域巡りのプログラムを作成します。
- ⑥宜野座村観光協会と連携し、地域ガイドの養成を推進します。

(4) 自主的な文化活動の促進

- ①宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホールを活用した企画・運営を支援するとともに、研修・視察等による実行委員の資質向上を促進します。
- ②文化芸術に親しむ機会が少ない子どもから高齢者等の村民を対象に、がらまんホールでの芸能・音楽・演劇・ミュージカル・等の公演、学校や地域に出向いた演奏会等を開催し、文化芸術の普及・啓発を図ります。(例：音楽等演奏会、上映会、お出かけ公演等)
- ③講座、舞台の創作活動など、村民ニーズを踏まえながらプログラムを編成し、村民が文化芸術に親しむ機会を設けるとともに、多様な文化活動や交流活動を促進します。
- ④経験者を対象としてその技量を一層高めるため、講座・レッスンを開催するとともに、創造スタッフによる創造活動と発表活動を支援するなど、地域の文化活動の担い手を育成します。(例：沖縄芝居公演、ダンスショーコンテスト等)
- ⑤宜野座村文化協会活動を支援するとともに、村民の文化活動の発表と交流の場としての宜野座村文化祭の充実に努めます。



指標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
文化財・戦跡めぐり・博物館案内・地域学習等の村内の利用者数	1,954 人/年 (平成 27 年度)	2,500 人/年	
地域人材ガイド養成講座の受講者数(累計)	12 人 (平成 27 年度)	20 人	
宜野座村立博物館の利用者数	3,488 人/年 (平成 27 年度)	4,000 人/年	
がらまんホールの利用者数	16,344 人/年 (平成 27 年度)	17,000 人/年	
宜野座村文化祭開催	年1回	年1回	

▶ 施策のめざす方向

村民の国際理解を高めるため、今後も三世・四世の受入が継続的に行えるよう、受入体制の拡充を図りながら、世界のギノザンチュ子弟研修生受入事業を継続していくとともに、世界のギノザンチュ交流事業やジュニア海外語学研修派遣事業等の海外交流・派遣事業充実を図り、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。また、県外の市町村との地域間の交流を推進し、人とモノが行き交うことで、交流人口の拡大と地域の活性化をはかるため、継続性のある交流イベント等を展開します。

▶ 現状と課題

＜海外との交流＞

宜野座村は明治時代（金武村の時代）から多くの人々を南米やハワイに海外移民を送り出した歴史があり、昭和61年度からペルー・アルゼンチン・ブラジルに在住する本村出身の子弟を3ヶ月間受け入れる「南米三カ国青年研修生受入事業」を実施し、平成27年度で30回を数え、延べ94名の宜野座村子弟を受け入れています。また、希薄になっていた米国ハワイ州とのつながりを強化するため、平成28年度よりハワイの子弟研修生も本村に受け入れを実施するため、事業名が「世界のギノザンチュ子弟研修生受入事業」となり、米国ハワイ州からの研修生を受け入れています。本村での研修生を受け入れる子弟が三世・四世となり、特に村内で研修生を受け入れる側の親戚（家族）の高齢化や他市町村への転出により、研修生の受入親戚（家族）の確保が困難になりつつあります。

また、本村から海外への研修生の派遣については、平成18年度から南米三カ国との交流事業を実施しており、平成27年度で30回を数え20名の研修生を南米3カ国に派遣し、研修を修了した派遣研修生は青年国際交流員として村内の交流事業に参加する等の活動の一躍を担っています。海外からの研修生の受入事業と同様に、平成28年度から米国ハワイ州に研修生を派遣し、ハワイ宜野座村人会との交流も展開しています。沖縄県主催の「世界のウチナーンチュ大会」にあわせて、宜野座村でも5年に1度開催される「世界のギノザンチュの集い」を平成28年度に第6回を開催し、今後とも海外交流を通して、お互いの絆を強め、ギノザンチュネットワークを次世代に継承し、さらには母国との交流を深化・拡充することが期待されています。

さらに、宜野座村の中高校生を対象として、夏休み期間を利用し米国等へ派遣する「ホームステイ事業」を実施しており、平成27年度で事業開始から24年が経過し、総勢139名を派遣しています。平成28年度からは「ジュニア海外語学研修派遣事業」として研修地を米国ハワイ州に変更し、ハワイ村人会とのホームステイや大学での短期語学研修等の研修・交流に取り組み、子ども達たちへ国際化の機会を与えているとともに、ハワイ在住の宜野座村村人会とのネットワークが強まることが期待されます。

これらの海外との交流活動は、文化や生活習慣等が異なる人たちとの交流を図り理解を深めることで、地域の魅力を見つめ直す機会になると同時に、多様な価値観、発想力を持つ人づくりにつながることから、幅広い分野における海外交流活動を推進していく必要があります。

＜国内交流＞

昭和48年に愛媛県喜多郡内子町（旧五十崎町）と「姉妹町村提携盟約」を交わし、2年に1度（昭和48～58年までは毎年）児童・生徒を中心に、行政、議会、各種団体の関係者が相互に訪問し友好を深めており、近年では芸能・産業の交流活動をスタートし、分野を広げつつあります。また、平成11年に「沖縄本島の中心 てんぷす宜野座」を宣言した本村は、「全国へそのまち協議会」に加盟（平成28年現在加盟8市町村）し、加盟市町村の親善と交流を深めながら、産業や文化の振興、また活力と魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

今後とも、これまで培ってきた国内交流のネットワークを活かし、地域間の連携、情報共有によって活力と魅力あふれるむらづくりを進めていくため、継続した交流が必要です。

施策展開

(1) 国際交流及び国内交流の推進

- ①南米3カ国及び米国ハワイ州からの子弟研修生受入を継続します。
- ②本村から南米3カ国及び米国ハワイ州への青年等の派遣を拡充します。
- ③5年に1度の世界のギノザンチュ交流事業を継続するとともに、南米3カ国や米国ハワイ州等の海外の宜野座村人会との交流活動の充実やネットワークの強化を図ります。
- ④ジュニア海外語学研修派遣事業を継続・支援するとともに、ハワイ村人会との交流も含めた短期語学研修を推進します。
- ⑤姉妹都市(愛媛県内子町)や全国へそのまち協議会の加盟市町村との親善・交流を継続し、人材育成及び産業振興を図ります。

(2) 国内交流・国際交流の推進体制づくり

- ①村民や青年国際交流員の呼びかけ、ホームステイ形式の導入など、村内での幅広い三世・四世の子弟研修生受入体制を拡充します。
- ②海外からの子弟研修生と村内の学校や地域と親睦を深める異文化交流の学習や伝統芸能等の文化交流活動等を強化します。
- ③海外の宜野座村人会との親睦・交流・情報供給を主軸とした子弟研修生受入や研修生派遣の推進体制の充実を図ります。
- ④海外に派遣する研修生の実践的な語学力の向上を推進するとともに、各種イベント等の開催を機会とした村民の国際感覚・意識の高揚を促進します。
- ⑤全国へそのまち協議会を通じて各種イベント等での特産品PRや災害時相互応援の連携体制の充実等に取り組みます。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者数(累計)	6名 (平成28年度)	30名	
ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者の村民等への報告等の活動	1回/年 (地域フォーラム) (1回/各小中学校)	1回以上/年	
全国へそのまち協議会を通じたイベント等での本村のPR活動	1回/年	1回/年	

前期基本計画

2章

基本政策 2 :

生涯健やかで地域で支え合う “健康と地域福祉づくり”

基本施策 2-1	地域福祉の推進	p 72～73
基本施策 2-2	生涯にわたる健康づくりの推進	p 74～75
基本施策 2-3	高齢者福祉の推進	p 76～79
基本施策 2-4	障がい者福祉等の充実	p 80～81
基本施策 2-5	社会保障の充実	p 82～83

基本施策 2-1

地域福祉の推進

▶ 施策のめざす方向

互いにふれあい・支えあう関係が地域に根づくよう、村民の福祉の心や地域活動を育むとともに、地域活動団体や事業所など、多様な担い手の参画による支えあいのネットワークづくりを進めます。また、支援が必要になったときに必要なサービスが受けられるよう相談支援の充実に取り組み、すべての村民にとって安全で利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

▶ 現状と課題

宜野座村では、平成 28 年 3 月に「第 2 次宜野座村地域福祉計画」を策定し、お互いに支え合いながら安心して暮らせるよう、地域で福祉保健活動を進める村社会福祉協議会をはじめ、地域、民生委員児童委員などの人材、各種福祉団体や事業所などの協力のもと地域福祉を推進してきました。一方で、少子・高齢化や核家族化、地域の希薄化の進行に伴い生活課題は複雑多様化し、生活困窮者対策、若年者の引きこもりなど、新たな課題等への対応が求められています。

多様化する生活課題にいち早く気づき、地域のあらゆる力が一体となって解決するには、村民の福祉意識の醸成はもちろんのこと、支援に関して総合的な調整などを行う人材の確保や地域における支えあいの仕組みづくりがますます重要になっています。また、高齢者を対象とした友愛訪問、漢那区の「ささえあい隊」などのような地域の支え合い活動が各区で展開されるよう、引き続き活動の支援が必要です。

村社会福祉協議会においては福祉学習、各種講座等を実施しています。加えてボランティアの育成・支援等に努め、平成 27 年度末現在、保育所（園）や小中高校を含め 35 グループ（954 名）、個人 7 名が登録されています。今後とも、子どもから高齢者まで、住民がボランティア活動や地域福祉に参画しやすい環境の充実が求められます。

本村では地域福祉センターをはじめ、ミニデイサービス等に取り組んでいる各区公民館が地域福祉の拠点施設となっており、身近で活用しやすい拠点づくりが求められています。

さらに、地域で暮らしていくには、困りごとや不安などを気軽に相談することができ、必要な支援が受けられることが大切です。そのため、平成 27 年度から開始した沖縄県就職・生活支援パーソナル・サポート・センターとの連携による生活困窮者に対する相談をはじめ、各種相談窓口の情報などを村の広報誌やホームページ等で発信し、その周知に努めています。また、相談担当者の更なる専門技能の向上とともに、相談者が適切な支援が受けられるよう、関係機関等と連携した相談支援体制の充実が求められています。村民のニーズに即したサービスの確保に努め、苦情解決委員会の実施を通して福祉サービス等の質の向上にも取り組む必要があります。多様な相談や生活課題に対応するため、関係機関との連携や医療・保健・福祉分野の包括的な取り組みが重要となっています。

認知症や障がいなどで判断能力が十分ではない人が、その人らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護のための制度の周知や利用促進が求められます。

また、高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、すべての村民が快適に利用しやすい施設の整備に努めるとともに、万一のために、平時から防犯、防災対策に取り組む必要があります。

施策展開

(1) 福祉意識の高揚と地域における支え合いづくり

- ①村民の福祉に対する意識を醸成するため、村社会福祉協議会と連携し、福祉教育や学習機会の提供、福祉に関するイベント、広報・啓発活動などの充実に取り組みます。
- ②地域の支え合い活動や各種交流への参加を促進するとともに、民生委員児童委員、各種福祉団体、ボランティア団体などの育成を支援し、シニアボランティア等を含め、多様な担い手の確保と活動の場の拡充を進めます。
- ③宜野座村社会福祉協議会を中心に多様な担い手の参画による要支援者の発見ネットワークの充実や支援に関する総合的な調整等を行う福祉活動コーディネーター（仮称）の確保に取り組みます。
- ④地域の見守りや生活支援等が必要なケースについて話し合う、地域支え合い検討会（仮称）等を開催します。
- ⑤保健・医療・福祉等の連携体制の構築を図り、多様化する生活課題に対応します。
- ⑥「宜野座村地域福祉振興基金」及び「宜野座村保健福祉推進地域福祉基金」の充実と運用について検討します。

(2) 相談支援の充実と福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- ①支援を必要としている人が気軽に相談でき、質の高いサービスを利用者が自ら安心して選択し、利用できるよう、相談支援や選択のための情報発信を丁寧に行います。
- ②福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、苦情解決委員会等との連携のもと、適切な評価を行ないながら、質の高い福祉サービスの確保に努めます。

(3) 村民の権利と自立した生活を守る対策の充実

- ①認知症や障がいなどで判断能力が十分ではない村民の権利が侵害されることなく、安心して暮らせるよう、権利擁護のための制度の周知と制度利用のための支援を行ないます。
- ②障がい者の人権尊重や権利擁護を進めていくために、「障害者差別解消法」にもとづく差別解消等の考え方の普及を図ります。
- ③あらゆる虐待及びDVの防止と早期発見及び適切な支援につなげられる取り組みを強化します。

(4) ユニバーサルデザインの推進と防犯・防災対策の強化

- ①ユニバーサルデザインやバリアフリー等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進めます。
- ②万が一のときにご近所同士の支え合い活動が円滑に行なわれるよう、日頃から、あいさつ声かけを行うなどの地域交流や要援護者も参加する避難訓練などの取り組みを支援します。

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
近所づきあいが減っていると感じている人の割合	38.6% (27年度)	28.6% (32年度)	第2次計画の目標値
気軽な交流の場（サロン）	1箇所 (27年度)	3箇所 (32年度)	第2次計画の目標値
住民福祉活動組織数	1組織 (27年度)	3組織 (32年度)	第2次計画の目標値

▶ 施策のめざす方向

村民一人ひとりが健康的な生活習慣について考え、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、各種健診や予防接種、ライフステージに応じた健康教育、相談等の保健サービスの一層の充実と健康に関する意識づくりに取り組みます。

▶ 現状と課題

<健康管理・生活習慣病への対策>

宜野座村は、「健康ぎのぞ21プラン（第二次）」を平成25年3月に策定し、住民主体を基本とした健康寿命の延伸や、QOL向上の取り組みを推進してきました。また、ライフステージに応じた健康チャレンジ等に取り組んでいます。

しかしながら、生活習慣病の増加や若年化が全国的な問題となっており、本村においても重要な課題となっています。肥満からくる糖尿病、高血圧などの生活習慣病の有病者も多く、医療費も増加の一途をたどっています。特に、透析を含む腎不全治療にかかる医療費は全体の約20%を占めており、その原因疾患として糖尿病が多く、生活習慣病の発症予防、重症化予防のため生活習慣を見直すことが重要です。本村では特定健診や基本健診、各種がん検診等の受診機会の拡充を進めています。特定健康診査の受診率は、毎年57%前後と県内市町村よりも高くなっていますが、国の目標の60%には達していません。生活習慣病の知識や受診の重要性について引き続き普及啓発し、受診率向上のために取り組む必要があります。さらには、健康教室や相談等において保健・栄養指導を強化するとともに、日常生活や家計等に大きな負担となる脳血管疾患や心疾患、透析等を予防することも必要となっています。

また、子どもの肥満の70%がそのまま成人肥満になるといわれており、将来の生活習慣病を予防するため、子どものころからの健康づくりに取り組む必要があります。

予防接種事業については、定期の予防接種とともに、インフルエンザ、おたふくかぜ等の任意の予防接種に対し助成事業を実施していますが、BCG以外は目標である95%の接種率を達成できておらず、接種率の向上が課題となっています。インフルエンザや肺炎、結核等の感染症に関する正しい知識の普及や情報提供などのさらなる充実が求められています。

<地域における健康づくり活動>

村民の身近な地域での健康づくりが実践できるよう、健康づくり推進員との連携を強化し、地域主体の活動の活性化や環境づくりが求められます。

健康づくりや運動を習慣づけるため、「健康ウォーキング大会」「各種運動教室」等を実施しています。また「いきいきフェスティバル」にて各種健康コーナーを体験してもらい、健康づくりの普及啓発に努めていますが、より多くの村民に呼びかける必要があります。

村内の海洋型健康増進施設と連携した、村民の健康づくりに取り組んでおり、利用促進に努める必要があります。

▶ 施策展開

(1) 計画の見直し及び推進体制等の充実

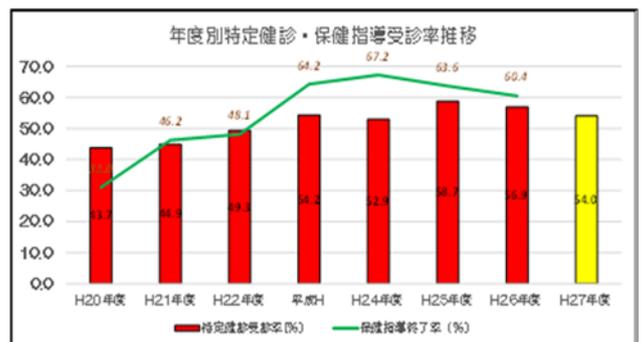
- ①国や県の計画等を踏まえつつ、「健康ぎのぞ 21 プラン（第二次）」を見直します。
- ②「健康ぎのぞ 21 プラン」に基づく具体施策を検討・展開するとともに、推進体制の充実を図ります。
- ③関係機関や団体等と連携・協力しながら、健康の維持増進に必要な活動を実践できるような社会環境づくりに努めます。

(2) 健康管理・増進の充実

- ①村民の健康管理と生活習慣病などの発症・重症化予防、疾病の早期発見のため、医療機関と連携し、各種健康診査（特定健康診査、がん検診等）や予防接種などの受診しやすい環境づくりや受診勧奨に取り組めます。
- ②健診結果にもとづく保健・栄養指導等の実施や心身の健康不安に対する相談支援の充実に努め、健康に関する情報の発信を行ないます。
- ③子どものころからの生活習慣病予防として、規則正しい生活習慣を身につけ、将来にわたり健康が維持増進できるよう「宜野座村子ども健診事業」を推進します。
- ④健康や生きる力の源である食の大切さを「健康ぎのぞ 21 プラン」及び「宜野座村有機の里計画」に基づき、農水産物の収穫体験や沖縄の食材を活用した料理教室等の取り組みを通じて普及します。
- ④村民の健康への関心を高めてもらうため健康に関するイベントや教室等への参加を呼びかけるなど、健康づくりに関する意識啓発を図ります。

(3) 地域の健康づくりを支える取り組みの充実

- ①村民が健康づくりに取り組む機会やきっかけを提供するため、宜野座村健康づくり推進協議会や健康づくり推進員等と連携し、区が健康づくりを目的として実施する地域活動を支援します。
- ②村内の各種施設及び学校施設等の多目的な活用促進による健康増進の場の充実に努めます。
- ③地域・学校・保育所・職場・保健・医療関係団体など、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援します。
- ④村内の海洋型健康増進施設と連携した健康づくりの取り組みを推進します。



▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
特定健診受診率	57%	60%	
特定保健指導実施率	64.2%	65%	
メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合	該当者29.2% 予備群15.9%	前年値減少	

▶ 施策のめざす方向

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく健やかに暮らせるよう、多様な社会参加や生きがいづくり等の機会を創出します。また、高齢者の在宅生活を支援するため、地域包括支援センターの充実と社会福祉協議会をはじめとする関連機関との連携を強化するとともに、地域の活力を活用した住まい、医療、介護、予防にわたる「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。さらに、安心して必要なサービスが受けられるよう、介護保険事業や権利擁護に関する事業の充実に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村の65歳以上の人口は平成28年3月末現在1,295人で総人口の22.01%を占め、高齢化は着実に進行しており、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯も増えています。今後、高齢者の増加に伴い介護を必要とする人の増加も予想されますが、同時に核家族化や介護者の高齢化などにより家庭での介護力も低下していくことから、緊急通報システムなどの在宅福祉サービスの充実はもとより、高齢者や家族の相談対応などそれぞれの高齢者の状況に応じた適切な支援が必要です。また、地域における見守り支えあい活動の充実は引き続き課題となっています。このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

平成27年3月に第7期宜野座村高齢者保健福祉計画（くがにプラン2015）を策定し、健康づくりの推進、新しい総合事業の実施、地域ケア会議の充実など、さまざまな取り組みを進めているところです。特に、平成27年4月の介護保険制度の改正に伴い、介護予防を重点に推進しています。

地域では、老人クラブ連合会によるひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問活動やミニデイサービスがすべての区で行なわれているなど、高齢者を地域で支える各区の主体的な取り組みの充実を促進する必要があります。

今後とも、高齢者が生き生きと地域活動や生きがいづくり活動に参加し、それぞれの持つ技能や経験を生かした地域貢献などを行なうことができる機会の創出が求められます。

高齢者支援サービスの推進体制としては、役場内の地域包括支援センターを中心に、介護保険サービスの充実や村内ケアマネージャーとの定例会等による連携強化に努めています。引き続き、宜野座村社会福祉協議会及び村内ケアマネージャー、保健・医療・福祉の関連機関、各区等の連携のもと、高齢者の権利が守られ、在宅生活の支援を行なう必要があります。

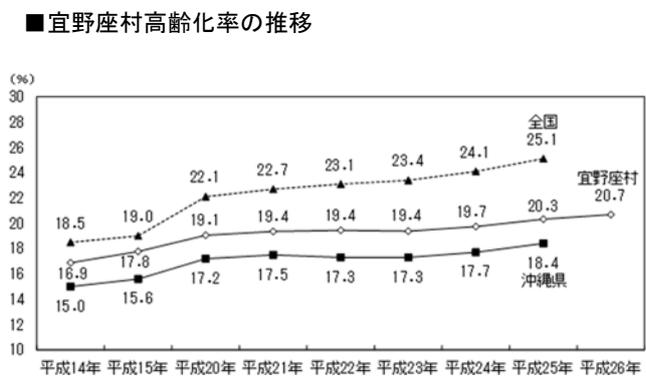
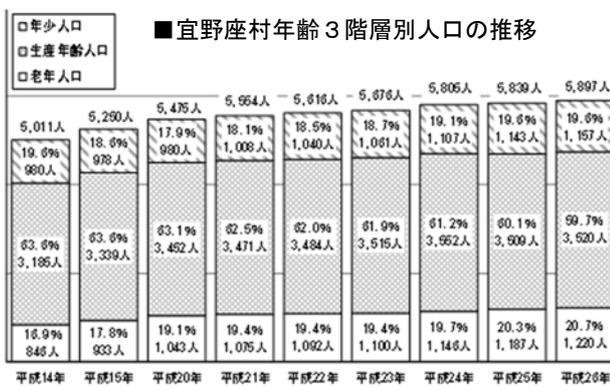
▶ 施策展開

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進

- ①高齢者が地域で自分らしい生活を続けるために、高齢者や地域のニーズを把握し、必要な医療・介護・福祉・住まい・生活支援が確保され、包括的に支援できるよう地域包括ケアシステムの構築を推進します。そのために、専門機関をはじめ、NPO団体や地域住民など多様な主体との連携を強化します。
- ②地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターについて、その機能の向上に努めます。
- ③個別や地域課題の発見、課題解決に資する取り組みの検討に至るまで、適切な対応ができるよう、関係機関の参画による地域ケア会議の充実に努めます。
- ④生活支援コーディネーターと連携し、既存の活動を活用しながら要支援者の見守りや生活支援を地域とともに進めます。また、必要に応じて新たな取り組みを構築するなど、支え合いの地域づくりに取り組みます。

(2) 高齢者の健康と生きがいの推進

- ①介護の要因となる生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、特定健康診査や後期高齢者健康診査、肺炎等の予防接種等の受診勧奨に努め、健康指導、相談等の利用を促進します。健康づくりに関する啓発や実践活動の充実に取り組みます。
- ②高齢者の生きがいを推進するため、高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ活動などの活性化支援や高齢者の地域活動への参加を促進します。
- ③学習拠点である中央公民館を始めとする社会教育施設等において、引き続き学習機会を創出します。
- ④宜野座村人材サポートセンターによる派遣事業を活用し、これまで培ってきた経験・技能を發揮したいと考える高齢者の就労機会の確保に努めます。
- ⑤高齢者の閉じこもりを防止するため、いつでも気軽に訪れることのできる場（サロンなど）の確保や各地区のデイサービスの充実、移動支援を行ないます。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

(3) 介護予防の強化

- ①介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、地域の虚弱高齢者などの把握に努めます。
- ②要介護状態になることを防ぐ「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図ります。介護予防の取り組みに加え、地域における既存の見守り支えあい活動などを含め、住民が主体となった高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援します。
- ③介護が必要になった場合でもできるだけ要介護状態の改善を図り、在宅での生活がより快適となるよう介護サービスの確保に努めます。

(4) 安心な在宅生活の確保

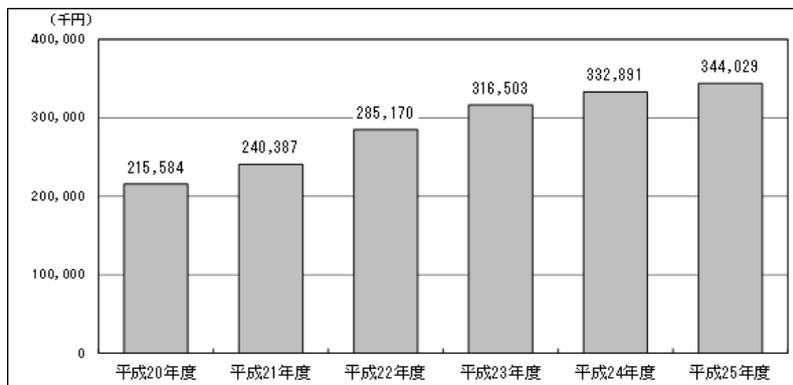
<在宅福祉サービス等の推進>

- ①在宅における自立や介護生活の充実を図るため、緊急通報システムや軽度生活援助事業、配食サービス等の在宅福祉サービスを推進します。
- ②閉じこもり防止のため、見守り活動支援事業（会食会）などを通して見守り体制の強化に努めます。また、把握されていない要援護者の情報収集を行い、適切な支援につなげていきます。
- ③家族介護者への相談支援の充実に努めます。

<認知症対策の推進>

- ①地域支援推進員を配置し、認知症に対する理解や正しい情報が地域に浸透するよう、介護予防や健康づくりの取り組みなどで情報発信や啓発活動を行なうとともに、認知症高齢者などを支えるサポーターの育成を積極的に進めます。

■宜野座村介護保険給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
高齢者一人当たりの介護給付費	279,957円 (平成27年分)	減少	介護保険事業状況報告 (介護給付・予防給付の給付費(第1号被保険者の2割負担対象者分の給付費総計)を第1号被保険者数(65歳以上高齢者数)で除した金額)

障がい者福祉等の推進

▶ 施策のめざす方向

障がいなどの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個人の尊厳が守られ、自分らしい生活が営めるよう、共生社会の実現をめざします。また、関係機関との連携のもと、障がい者や家族のための相談体制の充実を図るとともに、障がい者の自立や社会参加につながる雇用や就労、生きがいつくり支援の充実を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村では、平成 24 年 3 月に障害者基本法に基づく「宜野座村障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「第 3 期障害福祉計画」を策定し、福祉、医療、教育、就労、まちづくりなど多岐にわたる取り組みを位置づけ、障害者（児）の自立と社会参加をすすめてきました。平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、「障害者の範囲の拡大」「障害支援区分の創設」「障害者に対する支援の充実」「サービス基盤の計画的整備」の推進が新たに加わり、社会全体で共生の実現を目指し、難病患者を含めた支援策が総合的に進められることとなりました。平成 27 年 3 月には「第 4 期宜野座村障害福祉計画」を策定し、障がい者の計画相談支援や必要な情報の提供の充実、日常生活用具給付事業等の各種支援事業を進めています。このような中、障がい児給付費及び障がい者福祉サービス費は年々増加傾向にあります。

平成 6 年度に開所したかたばる作業所（実施主体：宜野座村社会福祉協議会）が県の指定を受け、平成 27 年度には就労支援センター「はばたき」（就労継続支援 B 型事業）へと移行し、障害者総合支援法に基づく支援をしています。

そのほか、障がい者（児）の育成支援を図るため、平成 13 年度に障がい者家族会「ひるぎの会」を、平成 26 年度に障害児親の会「ていんの会」を設立し、今後は、その活動を充実させるために情報交換の場づくりや関係者の入会の促進等を図る必要があります。

家族介護者の高齢化も進むなど、障がい者福祉を取り巻く環境が変わる中、障がい者等が自分らしく、安心して暮らし続けるために、ノーマライゼーションや障害者差別解消法などの考え方の浸透をはじめ、個々の状況に応じた相談や住まい等の情報提供の充実、地域による支え合いの充実、就労機会の拡充や社会参加の促進などを包括的に推進する必要があります。

施策展開

(1) 障がい者福祉の充実

- ①障がい者などへの各種制度やサービス、相談窓口などの情報発信を充実します。
- ②関係機関との連携のもと、障がい者や家族のニーズ把握に努めるとともに、乳幼児から生涯にわたり各個人に適した福祉サービスが受けられるよう、サービス利用計画の作成なども含めた相談・支援体制の充実に努めます。
- ③福祉サービスについては、引き続き、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護、生活訓練、短期入所など入所施設などで利用できる日中活動系サービス、施設に入所して利用できる居住系サービスの充実に図ります。また、自立支援医療、補装具の給付を行います。
- ④障がい福祉サービスに加え、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、日中一時支援、自動車改造費の助成、障がい者などが創作活動などを行う場の提供など、自立した日常生活を営むために地域生活支援事業を推進します。
- ⑤県やサービス提供事業者、障害者（児）支援施設、医療機関等との連携による障がい者支援の充実に図ります。そのほか、障がい者の自立した生活を支えるため、不動産事業所等と連携した住まいの確保を支援していきます。
- ⑥障がい児に対する早期の療育指導等を行ない、障がい児や保護者の希望や障がいの程度に応じた教育・保育の充実に進めます。

(2) 生活環境の充実

- ①障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのためにすべての村民が取り組むことができるよう、関係機関や事業所、各種団体との連携のもと、障がいなどについて知る機会の創出や啓発活動の充実に進めます。

(3) 障がい者等の就労支援の充実と社会参加の促進

- ①障がい者の就労につながる訓練、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」等のサービス提供事業者と連携したサービスの利用促進を図ります。
- ②商工会などと連携し、村内の事業所に対する、障がい者の就労機会の創出についての理解・啓発活動を推進します。
- ③意思疎通を図ることに支障がある人の円滑なコミュニケーションの支援に努め、障がい者が生涯学習活動や地域活動など、あらゆる分野の活動に参加できるよう、外出や移動、社会参加をサポートするボランティア等関係機関との連携を図ります。
- ④関係団体等の協力のもと、障がいのある人も参加できるスポーツ活動や文化活動、サークル等の情報提供を行なうなど、参加機会を創出します。
- ⑤障がい児(者)親の会の活動支援し、様々な交流を支援します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
就労移行（検討中）	0箇所	1箇所	
グループホームの設置数	0箇所	1箇所	

基本施策 2-5

社会保障の充実

▶ 施策のめざす方向

生活に困窮している世帯等を把握し、地域など、関係団体との連携のもと、それぞれの世帯に応じた自立支援を進めます。また、すべての村民が健康で老後も安心して生活が営めるよう、国民年金、国民健康保険などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

▶ 現状と課題

<生活保護、生活困窮者への対応>

全国や沖縄県の生活保護世帯数の状況を見ると、生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は増える傾向にあります。本村においても増減を繰り返しながら緩やかに増えており、これらの世帯については今後とも、生活の安定を図るため自立に向けて県のケースワーカーとの連携のもと、各種支援を推進していくことが求められます。また、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある低所得者世帯も増加し、なかでもひとり親世帯の増加が近年顕著となっています。経済的な問題だけでなく、精神面、教育、就労など、世帯等に応じた支援が求められています。

<国民年金制度>

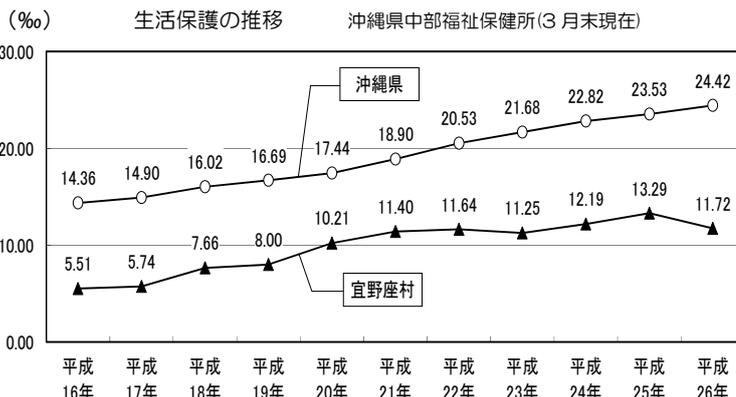
国民年金制度は、安定した老後の生活を保障する制度ですが、近年、高齢化に伴い年金受給者が増える一方で、年金に対する国民の不信感も増大しつつあることが課題となっています。このような中、年金の資格取得・喪失の手続きの促進はもちろんのこと、将来の無年金者をつくらないために、免除申請や後納・追納制度などの周知を図ることが重要となっています。

<国民健康保険制度>

国民健康保険では、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等の大改革が行われることとなり、国保制度を持続可能なものとしていくことが課題となっています。このような中、被保険者の高齢化や糖尿病、高血圧などの生活習慣病により医療費は年々増加傾向にあります。

<後期高齢者医療制度>

後期高齢者医療制度は、医療費の給付が伸びていることから国民健康保険と同じく、健康診査などを実施し、健康の維持や疾病の重症化予防に努め、医療費の抑制を図る必要があります。また、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知に努める必要があります。



宜野座村における国民年金 1号 被保険者数と免除対象者数

種別	1号被保険者数 (現年度納付率)	免除総数 (%)	納付猶予 (%)	法定免除者数 (%)	全額免除 (%)	3/4免除 (%)	半額免除 (%)	1/4免除 (%)	学特免除者数 (%)
25年度	1,106 45.8	623 56.3	29 2.2	70 6.3	389 35.2	33 3.0	24 2.2	10 0.9	68 6.1
26年度	1,094 48.3	591 54.0	30 2.7	71 6.5	373 34.1	23 2.1	18 1.6	9 0.8	67 6.1
27年度	986 47.4	516 52.3	26 2.6	67 6.8	292 29.6	35 3.5	18 1.8	16 1.6	62 6.3

※ 各免除の(%)は、四捨五入して算出しているため、合計があわない場合があります。

施策展開

(1) 生活保護、生活困窮者への対応充実

- ① 援護を必要とする世帯の実態やニーズを把握し、個々のニーズに対応した自立のために必要な助言や支援を行なう体制の強化を図り、生活保護事業の適正な実施に努めます。
- ② 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、関係機関との連携による支援体制を強化します。宜野座村社会福祉協議会などで実施している資金貸付制度の周知と効果的な活用促進を図ります。
- ③ 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部等の相談窓口などを周知し、専門の支援員などによる就労支援など、包括的な支援につなげます。
- ④ 村内事業所の連携のもと、雇用機会の創出に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

- ① すべての村民の安定した老後生活が保障されるよう、国民年金制度の周知や相談窓口の充実を図り、年金制度への加入を促進します。
- ② 国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除など、納付に関しての情報の提供を図ります。

(3) 国民健康保険制度への加入促進

- ① 国民健康保険制度の改革を踏まえ、制度への理解や医療機関の受診の適正化を促進するための、広報活動を行ないます。
- ② 健診・医療情報を活用したデータヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施し、生活習慣病等の発症や重症化の予防に努め、村民の健康の維持増進に取り組み、医療費の抑制を図ります。
- ③ 納税や加入に関する周知や納付困難者に対する相談支援に取り組み、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の周知

- ① 沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度の一層の周知や各種届出の受付などの相談対応の充実努めます。
- ② 被保険者との連絡を密にし、電話勧奨・戸別訪問・収納相談を行なうほか、異動時における収納状態の再確認にも重点を置いて収納率向上に努めます。

国民健康保険加入状況及び医療費(H17年度～H26年度)

区分	村全体		国保加入者		加入率		医療費
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	人口	
H17年度	1,857	5,345	1,113	2,521	60%	47%	397,585,871
H18年度	1,925	5,396	1,132	2,581	59%	48%	436,268,766
H19年度	1,970	5,433	1,150	2,547	58%	47%	477,600,015
H20年度	2,021	5,502	1,013	2,116	50%	38%	452,761,001
H21年度	2,074	5,585	1,066	2,215	51%	40%	496,482,734
H22年度	2,107	5,647	1,070	2,192	51%	39%	495,041,445
H23年度	2,170	5,754	1,103	2,222	51%	39%	544,510,545
H24年度	2,232	5,823	1,088	2,165	49%	37%	544,619,021
H25年度	2,270	5,871	1,106	2,198	49%	37%	561,952,266
H26年度	2,279	5,888	1,107	2,167	49%	37%	623,126,343

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
生活困窮者の就労相談から就労に結びついた人数 (累計)	8人	18人	生活保護者に関する就労の相談(健康福祉課)から就労に繋がった人数で年 2 名程を想定

前期基本計画

3 章

基本政策 3 :

「自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”」

基本施策 3-1	自然環境の保全・活用と地球温暖化対策の推進	p 86～89
基本施策 3-2	魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成	p 90～93
基本施策 3-3	魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備	p 94～95
基本施策 3-4	環境衛生の向上	p 96～97
基本施策 3-5	基地問題への対応	p 98～99

▶ 施策のめざす方向

豊かな自然環境と共生していくため、関係部局や機関・団体等の連携・協力のもと、赤土流出防止対策、緑地や自然海浜の保全、人と自然がふれあえる河川や護岸整備等に努めるとともに、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。また、自然環境との共生を重視した秩序ある土地利用を基本に、森林や農地の公益的な機能の保全を図るとともに、居住機能や観光交流機能の整備等の地域発展に効果的な土地の有効利用に努めます。さらに、宜野座村堆肥センター等を活用した循環型社会の形成、省資源や省エネルギーの促進及び地域新エネルギー導入の検討等、環境にやさしいむらづくりを推進します。

▶ 現状と課題

宜野座村は、沖縄本島北部の緑豊かな山々が連なる大自然が色濃く残る亜熱帯の森と手つかずのイノーや自然海岸が残る海に囲まれ、水資源の涵養や水質浄化の役割を果す亜熱帯の森を源に慶武原川や鍋川、宜野座福地川、漢那福地川などの河川や5つのダムがあり、河口周辺のマングローブ群落や観光資源の松田鍾乳洞など、豊かな自然環境に恵まれ、多くの動植物の生息地となっています。また、緑豊かな山々やイノー等の豊かな自然環境は変化に富んだ風景を呈しているだけでなく、自然環境の恩恵を受けて村民の生産活動や村民の暮らしが成り立っています。

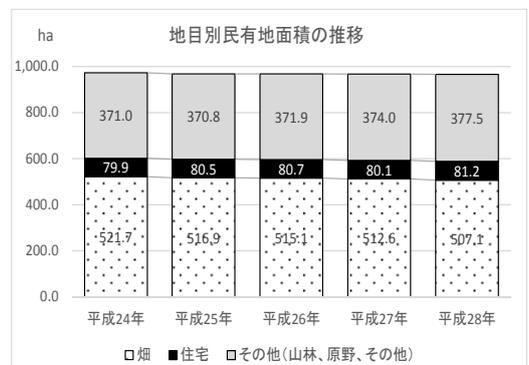
これらの自然を後世に継承し、自然環境を保全及び活用していくためには、赤土流出対策や治山治水等の適切な保護や管理など関係部局や機関・団体等の連携・協力による取り組みが必要です。また、環境教育や学習の場として展開し、村民はもちろん来訪者を含めて広く貴重な自然を紹介し、環境保全の啓発を進めていくことが重要です。

土地利用については、土地利用の指針となる「第3次宜野座村国土利用計画」（平成20年3月）、「宜野座村農業振興地域整備計画」（平成26年9月）に基づき、自然環境の保全を優先に農業的土地利用を基本としながら、農業基盤整備や宅地開発、拠点施設の整備等、地域経済の振興に資する計画的な土地利用に努めています。

近年の就業構造の変化や農業を取り巻く環境変化を背景に、畑及び山林や原野は減少し、人口増加にともない集落外縁部の宅地化や沿岸部のリゾート施設等の開発がみられます。今後は、優良農地の的確な確保や農用地と非農用地の混在化を防止するなど、各土地利用指針の調整を図り、地域活性化により有効な土地の保全と利用を進めていくことが必要になっています。

一方、地球規模では、地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題が顕在化し、地域においてもその対応が求められています。

本村では、平成13年12月に「宜野座村新エネルギービジョン」を策定し、公共施設の更新整備等にあわせて太陽光発電の導入、宜野座村堆肥センター及びオガコ製造施設を供用開始しています。また、試験的な風力発電の導入や水力発電の可能性について検討しましたが、費用対効果等の課題があることから、地域に適した実現可能な地域エネルギーの可能性を検討することが必要です。



施策展開

(1) 自然環境の保全と活用

- ①「宜野座村赤土等の流出汚染防止条例」や「宜野座村赤土等の流出汚染防止対策推進協議会」をはじめ、農用地の勾配修正、緑化拡充による赤土流出の防止に取り組みます。
- ②森林区域のうち、北側分水嶺から南側の村土の約3分の1の区域を「森林保全区域」として永久に保全し、火災等により消失した森林については復元を原則とします。
- ③集落周辺や海岸近くの森林の保全に努めるとともに、ダム湖面及び周辺の整備等、自然資源を活かした地域振興に資する土地利用を検討します。
- ④漢那福地川や宜野座福地川等、各河川周辺一帯を河川保全活用区域とし、河川、河口及びその周辺一帯の開発抑制及び水質汚濁の防止に努めるとともに、自然環境の復元とあわせて、遊歩道の整備や緑化等により憩いの場を設けるなど、人と自然がふれあえる空間づくりを進めます。
- ⑤太平洋に臨む海岸線一帯を海岸保全区域とし、防風・防潮林及び防風垣を造成するとともに、修景緑化と環境美化に努め、美しい自然の海岸線の保全を図ります。

(2) 村民との協働による環境に優しい取り組みの充実

- ①自然との共生に対する意識の高揚を図るため、豊かな自然環境を活かした環境教育・環境学習の機会の提供に努めます。

(3) 自然環境に配慮した土地利用の推進

- ①自然環境の保全を優先に農業的土地利用を基本とする計画的な土地利用、定住促進と地域活力を生み出す土地利用を基本に、農業振興地域整備計画、道路整備計画、保安林等の指定地域を踏まえ、土地利用の指針を定める国土利用計画や農業振興地域等を定める農業振興地域整備計画等を定期的に見直し、土地利用指針の確立を進めます。
- ②環境との共生や景観の保全、災害の防止など安全性に配慮しながら、定住の促進、産業基盤の強化や観光・交流の促進を重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導します。
- ③開発許可制度等により適切な開発指導を図り、環境保全と調和に十分に配慮した工法の導入など、環境と調和する土地開発に努めます。
- ④海洋型健康増進施設や海岸隣接集落との調和を図りつつ、海浜を活用した交流・レクリエーション空間や保安林の拡充を推進します。
- ⑤カタバル干潟地域を海岸活用区域とし、関係部局・機関の連携のもと、その自然環境を保全しつつ、エコツーリズム等、自然環境を活かした展開について検討します。
- ⑥段丘や低地に広がる農用地区域一帯を農業振興のために必要な農業区域とし、自然環境に配慮した農業生産基盤の整備を進めつつ、優良農地を確保するとともに、農地の流動化・高度利用等により優良農地の効率的利用を促進します。
- ⑦集落及び周辺一帯を集落区域とし、畜舎や墓地の適正な立地誘導等に努め、快適な住環境の形成を図るとともに、新たな宅地ニーズに対しては、既存集落周辺及び計画道路沿線での確保を基本としつつ、無秩序な各種開発を防ぐことに努めます。
- ⑧沿岸域及び湖面・河川河畔、その周辺の森林域をリゾート・レクリエーション区域とし、社会経済の動向を踏まえた長期的な展望のもと、関係部局・機関と連携しつつ進出企業との協議・調整に努めることにより、地域の自然環境や景観と調和した観光産業を誘致し、賑わいのある地域の創出を図ります。

(4) 地球温暖化対策の推進

- ① 沖縄北部森林組合や地域・農家等と連携して、宜野座村堆肥センター及びバイオ製造施設を活用した耕畜連携農業や資源循環型農業を推進し、地域ぐるみによる循環型社会の形成を図ります。
- ② 新エネルギーの導入については、費用対効果等も十分に考慮し、地域に適した実現性の高い地域エネルギーの可能性を検討します。
- ③ 宜野座村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省資源、省エネルギー、リサイクル等の環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して取り組みます。
- ④ マイバックの使用など誰でもできる、家庭でできる省資源・省エネルギー・リサイクルなど地球温暖化防止活動を実践するための情報提供に努めます。
- ⑤ 家庭や事業所、ホテル等で、環境に不可の少ない太陽光・太陽熱等の自然エネルギーの活用を促進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
自然環境の保全に関する満足度	39.3%	50%以上	自然環境との共存(赤土流出防止、海岸・河川等の整備)の「満足」(1.3%)と「まあ満足」(38.0%)を合計した数値 平成 26 年 11 月村民アンケート調査より
温室効果ガス排出量に関する数値目標	13,071 t-CO ²	784 t -CO ²	現状値より 6%削減 (宜野座村地球温暖化対策実行計画(事務事業編))

▶ 施策のめざす方向

本村の顔となる中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上にむけて、中心地区の機能拡充を図るとともに、安全で魅力的な顔となる中心地区を創出します。また、宜野座村観光協会等との連携によるフラワーフェスティバル及びフラワーコンテストの開催、宜野座村緑化振興会と連携した村内緑化、各地域の団体等による地域の花壇づくりによる花と緑を配したむらづくりを推進します。さらに、村民・事業者・地域・行政の協働による個性ある地域資源を活かした景観むらづくりを推進します。

▶ 現状と課題

<安全で魅力的な顔となる中心地区の創出>

宜野座村のほぼ中央部に位置する宜野座一帯には、村役場を中心に福祉、教育、文化スポーツ、経済等の各種公共公益施設が集積し、本村の顔となる中心地区を形成しています。しかしながら、平成 28 年 3 月に国道 329 号の全線開通（延長 2.7 km）によって村内交通が変化し、また、村役場周辺施設の更新時期も迎えていることから、中心地区の施設配置及び道路網を再検討する必要があることから、平成 28 年 3 月に「宜野座村中心地区基本計画」を策定し、3つのゾーンに区分した各整備方針を示し、道路網と土地利用エリアの 3案を検討しました。その基本計画を踏まえ、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区のまちなみの創出にむけて、総合グラウンドや中央公民館等の公共施設の再編、地区内のシンボルロードの配置、国道 329 号沿道の高度利用の促進、イベント時に対応できる駐車場の確保、広域防災拠点化等の検討を進めています。

<花と緑を配したむらづくりの推進>

多くの観光客や村民が訪れる阪神タイガースの春季キャンプの期間にあわせて、平成 26 年度より宜野座村観光協会の主催による「フラワーフェスティバル」及び村内の小中高生の応募作品による「フラワーコンテスト」を開催し、宜野座ドーム等のキャンプ会場内の道路沿道や会場入口広場を色とりどりの約 1.5 万鉢の「花」が並び、会場に訪れた人を様々な種類と色の「花」で楽しませています。また、卒業を迎えた村内の小中学生の思い出にもなっているなど、来場者や参加者等の多くの方から好評を博しています。今後は、宜野座村の風物詩として定着するよう、フラワーフェスタの PR を強化するとともに、認知度を上げていくことが必要です。

村内緑化については、幹線道路の植樹帯及び公園等による緑化をはじめ、宜野座村緑化振興会等による樹木育苗・販売、地域主体による花壇づくり等に取り組んでいます。また、地域においても、道路沿道の植栽帯や花壇づくり、水やりや除草などの自主管理による美化活動により、周年の緑と季節の花々が地域にうるおいを与えています。今後とも、関係団体・機関と連携しながら、地域主体による花と緑に囲まれたむらづくりを推進していく必要があります。

<地域資源を活かした景観むらづくりの推進>

宜野座村はガラマン岳の山々や福地川（漢那・福地川、宜野座・福地川）等の河川が発達し、豊かな自然環境に恵まれています。また、地域には十五夜アシビ等の伝統行事や御嶽等の文化資源が多く、各地域の貴重な景観資源が息づいています。平成 23 年 8 月に「宜野座村景観むらづくり条例」を制定し、自然景観を損なわない色のサイン整備や護岸整備等を進めるとともに、該当する建築物や工作物等の建設における景観への配慮を求めてきました。今後とも、村民・事業者・地域と行政が一緒になって、魅力的で個性のある地域の美しい風景を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承するため、着実な景観むらづくりを推進する実践体制を強化するとともに、景観制度等を活用しつつ、地域主体の取り組みを促進することが重要です。

施策展開

(1) 安全で魅力的な顔となる中心地区の創出

- ①中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上にむけて、宜野座村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出します。
- ②更新時期を迎えている宜野座村中央公民館や宜野座村総合グラウンド等の公共施設を再編します。
- ③商業・業務地としての国道 329 号沿道の基盤形成と高度利用を促進します。
- ④中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペースの確保・整備による防災機能の向上を図ります。

(2) 花と緑を配したむらづくりの推進

- ①宜野座村観光協会をはじめ、宜野座村商工会、村内小中学校及び高校等と連携したフラワーフェスティバル及びフラワーコンテストを開催します。
- ②フラワーフェスティバル等の認知度を向上するため、フラワーフェスティバル等の広報活動を強化します。
- ③漢那・福地川沿いにフラワーパークを整備し、色とりどりの花による魅力スポットを創出します。
- ④宜野座村緑化振興会及び花の村づくり推進計画と連携を図りつつ、宜野座村緑化振興会の苗木等を活用し、幹線道路の植栽帯等の緑化等、村内の緑化を推進します。
- ⑤沖縄県緑化推進委員会の緑化支援制度等を活用した草花や花木の苗等の確保を図るとともに、各地域の団体等による地域の花壇づくり等の緑化・美化を促進します。
- ⑥沖縄県緑化推進委員会や宜野座村緑化振興会等と連携し、村民向けの緑化相談や講習会等を開催し、村民の緑化意識の高揚を図ります。

(3) 地域資源を活かした景観むらづくりの推進

- ①村民・事業者・地域・行政の協働による景観むらづくりを推進するとともに、自然景観やまちなみと調和した規制・誘導を行います。
- ②御嶽、拝所、共同井戸（カー）等に残る緑地の保全及び歴史文化資源を活かした広場等の空間整備を推進します。
- ③伝統的な家屋や屋敷、石垣、生垣、屋敷林等の保全・造成に努めるとともに、景観法を活用した準景観地区の指定にむけた地域住民との合意形成や赤瓦屋根や石垣、緑化等の支援等を検討します。
- ④村内の各地域を個性のある屋根のない「(仮称) ○○区ミュージアム」等と捉え、地域資源を活かしたルールづくりや地域主体の地域学習・美化・環境保全のむらづくり活動を推進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
中心地区の整備の満足度	68.3%	70%以上	中心地区の整備「満足」(8.7%)と「まあ満足」(59.4%)を合計した数値(平成26年11月村民アンケート調査より)
フラワーコンテストの参加団体数	14団体 (平成28年度)	15団体	
阪神タイガースの春季キャンプ来場者数	6.5万人 (平均)	7.3万人	
地域主体による道路緑化の団体数	2地域 (松田、漢那)	4地域 (松田、漢那、宜野座、惣慶)	国道329号沿道は松田、漢那の2地域(区)。旧国道329号は来年度より宜野座、惣慶の2地域(区)として話し合いをしている
集落環境の整備・景観づくりの満足度	60.7%	70%以上	集落環境の整備・景観づくり「満足」(3.5%)と「まあ満足」(57.2%)を合計した数値(平成26年11月村民アンケート調査より)

魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備

▶ 施策のめざす方向

自然や人とのふれあいの場やコミュニティ活動の場等の身近な環境の充実を図るため、地域と連携した公園・広場等を整備するとともに、適切な公園・広場等の維持管理に取り組みます。また、本村の豊かな自然資源により親しめるよう、リバーパーク整備の推進など、地域の魅力を高める水と緑の再生・創出を進めます。

▶ 現状と課題

宜野座村の公園は、平成 28 年 3 月現在、22 カ所、総面積約 14.3ha が供用開始し、平成 27 年から松田高松街区公園及び漢那福地川リバーパーク基本計画に基づく公園等を整備しています。また、公園は災害時における一時避難場所などの活動拠点として利用されることから、本村においても、宜野座村立古島公園や惣慶並松公園等では、災害時に活用できるかまどベンチなどの機能も整備しています。

公園・広場等の管理については指定管理者制度を活用し、平成 17 年より地域による維持管理を実施し、平成 28 年現在、農村公園、広場、児童公園、緑地公園、水辺公園、史跡公園、ゲートボール場等の 23 カ所となっており、身近な地域で愛着のある公園を地域で維持しています。しかしながら、身近な地域にある公園・広場の草刈をはじめ、遊具や構造物の維持管理面が課題となっています。

公園・広場等の整備については、地域の自然・歴史文化資源の活用をはじめ、子どもの遊び場、地域の憩いの場、健康遊具が設置されている公園など、村民に親しまれるような特色のある公園・広場の整備や地域による維持管理等、より一層、地域と連携していくことが求められます。

漢那福地川リバーパーク整備については、豊かな自然を活かした観光拠点整備を推進するため、平成 24 年にパークゴルフ場を整備、平成 25 年に拠点整備用地（無地番地）の測量調査を実施し、平成 26 年に漢那リバーパーク等検討委員会を立ち上げ、計画用地（無地番地）の確保による当初計画案を変更するなど、検討委員会による計画実施にむけた細部を検討しているところです。今後とも漢那福地川の水辺を活かした空間の整備をはじめ、重点「道の駅」に国から選定（平成 28 年 1 月）された道の駅「ぎのぞ」、漢那ダムやパークゴルフ場、漢那漁港、海洋型健康増進施設等の資源を活かした本村の観光拠点づくりに取り組むことが必要です。

宜野座村公園一覧表			(平成28年3月現在)	
	公園の名称	公園の位置	対象区域	面積(m ²)
1	宜野座村農村公園	字惣慶1857	村	12,040
2	宜野座村立宜野座近隣公園	字宜野座276	村	8,001
3	宜野座村立宜野座区児童公園	字宜野座698	宜野座区	2,162
4	宜野座村立福山児童公園	字惣慶2046-46	福山区	6,653
5	宜野座村松田地区農村広場	字松田25	松田区	11,193
6	宜野座村立惣慶児童公園	字惣慶1588	惣慶区	5,355
7	宜野座村立漢那コリアゲの森公園	字漢那833、字漢那976	漢那区	29,700
8	宜野座村立漢那児童公園	字漢那1773	漢那区	3,700
9	宜野座村立城原近隣公園	字漢那2262-1	城原区	16,412
10	宜野座村立惣慶地区農村緑地公園	字惣慶547-2	惣慶区	5,400
11	宜野座村立福山地区農村緑地公園	字惣慶2046-84	福山区	1,600
12	宜野座村立松田地区農村公目	字松田413	松田区	6,700
13	宜野座村立城原緑地公園	字漢那2276-1	城原区	2,447
14	宜野座村立子どもの交通安全広場	字宜野座830-1	宜野座区	1,663
15	宜野座村立ヒービー海岸交流広場	字松田1394-2	松田区	8,300
16	宜野座村立泉水水公園	字松田271	松田区	1,500
17	宜野座村立カンナ川水辺公園	字松田2234-89	松田区	5,000
18	宜野座村立大久保カ一水辺公園	字宜野座886	宜野座区	4,416
19	宜野座村立漢那農村公園	字漢那848-1	漢那区	6,100
20	宜野座村立古島公園	字宜野座13	宜野座区	1,052
21	松田地区史跡公園	字松田177-1	松田区	1,113
22	惣慶並松公園	字惣慶1484	惣慶区	2,393
			公園面積合計	142,900

▶ 施策展開

(1) 地域と連携した公園・広場等の整備・管理

- ①地域住民の意向に応じた身近な公園・広場等の整備に努めます。
- ②地域による定期的な点検や維持保全、安全性の確保を促し、地域による維持管理を推進します。
- ③必要に応じて、既存の公園施設の補修や更新に努めるとともに、地域のニーズに即した健康遊具・防災かまどベンチ等への更新・撤去、機能の再配置等、既存の公園施設の補修や更新に努めます。

(2) 水と緑の再生・創出

- ①漢那福地川及び宜野座福地川周辺の豊かな自然を活かした観光情報拠点施設及び親水公園等を整備します。
- ②農地や農業施設等の生産機能の向上及び集落の環境向上を図るため、防風・防潮林の植栽を推進します。
- ③河川・海浜の親水化整備やマングローブ等の既存植生の保全・活用等、地域と連携して宜野座福地川の整備計画を検討します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
1人あたりの公園面積	24m ² /人	24m ² /人	現状維持を目標とする (沖縄県の1人あたり都市公園面積 10.63 m ²)
道の駅施設の入客数	16万人 (平成26年)	20万人 (平成31年)	

▶ 施策のめざす方向

循環型社会を構築するため、分別収集による資源化の徹底や3R運動（リデュース、リユース、リサイクル）を促進するとともに、関連部局・機関や村民との連携による不法投棄の取締まりの強化、新たな一般廃棄物処理施設の整備を進めます。また、環境衛生の充実向上を図るため、関係機関等と連携して野犬・ハブ対策や害虫駆除、悪臭の抑制等に努めます。さらに、「(仮称) 宜野座村墓地基本計画」の策定等に取り組み、墓地行政を計画的に運用し、快適な生活環境の確保を図ります。

▶ 現状と課題

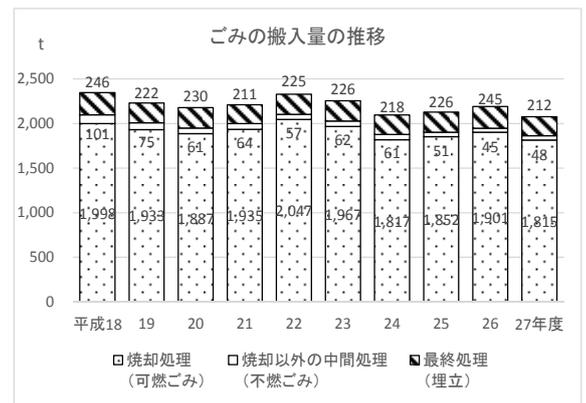
宜野座村のごみ処理は、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別収集を実施しており、可燃ごみと不燃ごみについては宜野座村・金武町で構成する「金武地区消防衛生組合」で運営する金武地区清掃センターで中間処理しています。また、公園等の剪定枝、倒木等の木材の回収も実施し、宜野座村堆肥センター（オガコ製造施設）で畜舎の敷材としてリサイクルしています。

ごみの減量化の推進及び適正化を図るため、平成9年より資源ごみの回収、平成23年10月よりごみ袋の有料化を実施、平成26年8月から粗大ごみの処理券を販売開始し、ごみの減量化に積極的に取り組んでいます。近年、金武地区清掃センターにおけるごみの搬入量は人口の増加や消費生活の変化に伴い増大しています。また、城原区にある金武地区清掃センターは30年以上稼働し、施設の老朽化に伴い、基幹改良工事を繰り返し、常に故障の危険性がある状況です。そのため、継続してマイバックの普及など3R運動（リデュース：排出しない、リユース：再使用する、リサイクル：再資源化する）のさらなる促進を図ると

とともに、金武地区消防衛生組合と連携し、平成32年度の稼働にむけた福山区の代替施設の建設計画を進めていく必要があります。さらに、ごみ袋の有料化、粗大ごみの処理券販売により、森林等への廃棄物の不法投棄が増加傾向にあることから、環境監視員によるパトロールや不法投棄された場所への監視カメラの設置、適正処理の指導等を実施しています。

一方、野犬・ハブ対策については、村内でハブや野犬等が頻繁に目撃されており、捕獲・駆除対策等を実施してきた結果、近年では、咬傷事故等は減少しています。今後も引き続き、捕獲・駆除対策及び生息場所の解消を進めつつ、飼い主の意識啓発に取り組むことが求められます。また、スズメバチ等の害虫や畜舎や農地の鶏糞等の肥料放置等による悪臭の苦情もあることから、今後とも、害虫駆除や悪臭対策に取り組むことが必要です。

墓地については、平成22年4月から墓地等経営許可権限について沖縄県から宜野座村に移譲し、住宅地等に墓地が乱立しないよう、許可制度に基づく取り組みを進めていますが、村内には墓地禁止区域等の規制がなく、多様化する墓地・埋葬への対応や墓地の適正管理のあり方等が求められていることから、墓地基本計画の策定し、より適切な墓地の誘導・指導等に取り組むことが必要となっています。



施策展開

(1) 廃棄物処理対策の充実

- ①金武地区消防衛生組合と連携し、平成 32 年度の稼働にむけて老朽化している一般廃棄物処理施設の建替を推進します。
- ②一般家庭や事業所等におけるごみ分別収集の徹底や 3 R 運動（リデュース、リユース、リサイクル）の促進など、廃棄物の抑制と資源化の推進について普及啓発を図ります。
- ③環境監視員と連携したパトロールの実施や補助事業の活用により、不法投棄の強化を図ります。
- ④金武地区消防衛生組合など広域的な連携及び村民・事業者・行政の連携のもと、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの適正な処理を進めます。

(2) 環境衛生の充実

- ①動物の適正な飼養と愛護の周知や飼い主の意識啓発を図り、捨て犬・捨て猫防止や放し飼い防止、去勢手術の奨励等に努めます。
- ②咬傷事故を防ぐため、ハブ対策としてハブ捕獲器の設置・管理の充実、生息域の解消にむけた取り組みを進めます。
- ③村民からの情報・通報等に早急に対応したスズメバチ等の害虫駆除に取り組みます。
- ④大気汚染及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、公害の発生源の解消、防止対策への指導等に取り組みます。
- ⑤畜舎や農地からの臭気を抑制するため、オガコ畜産の推進や農地での農薬及び堆肥等の使用方法の改善利用の普及を図るとともに、農家等への意識改善や指導に努めます。

(3) 墓地・葬斎場の対応

- ①墓地行政を計画的に運用していくため、「(仮称) 宜野座村墓地基本計画」の策定及び「(仮称) 宜野座村墓地・埋葬等に関する条例」の制定等に取り組みます。
- ②墓地とむらづくりの調和にむけた許可制度に基づく、墓地の規制誘導に努めます。
- ③葬斎場使用料に差が生じているため、金武町葬斎場等の施設使用者の負担軽減を図ります。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
村民一人当たり 1 日のごみ排出量	908 g	972 g	
資源ごみの年間回収量	90 t	184.7 t	
一般廃棄物の再生利用率	8.7%	8.1%	

基本施策 3-5

基地問題の対応

▶ 施策のめざす方向

米軍関連の事件や事故の危険性や騒音が軽減され、平穏な村民生活を送ることができるよう、国や県との連携により米軍への働きかけを強化していくとともに、基地の早期返還をめざします。

▶ 現状と課題

沖縄県には、現在もなお、狭あいな県土に全国の米軍専用施設の約 70.6%が集中し、さらに水域と空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、水域及び空域においても使用が制限されています。県土の枢要部分を占有している基地や広大な米軍提供水域・空域の存在は、これらの米軍基地及び提供水域・空域は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的まちづくり、産業立地、漁業、航空機及び船舶の航行の支障となるなど、県の振興を進める上で、大きな障害となっています。

こうした中、日米両政府は平成 25 年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地以南にある米軍の 6 施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。しかしながら、沖縄本島の北部地域の米軍基地に関しては、未だ多くの問題・課題を抱え、見通しは不透明な状況にあります。

宜野座村には、キャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブの 2 つの米軍基地があり、平成 27 年度における米軍基地面積は 1,586.5ha で、村土の約半分の面積（50.7%）を占めています。また、宜野座村海岸の領海はキャンプ・ハンセンの水陸両用訓練のため提供水域となっています。

基地が存在することによって、日常的にオスプレイやヘリコプターの飛行訓練が行われ、平成 25 年 8 月には米軍嘉手納基地（嘉手納町など）所属の HH60 救難ヘリコプターが村内の米軍キャンプ・ハンセン山中の墜落事故や平成 28 年 12 月の名護市安部沿岸部でのオスプレイの墜落事故をはじめ、自然環境の破壊や農作物への被害、飛行騒音などの村民生活への被害等、これまでに様々な被害を受けています。さらに、隣接する辺野古基地の強化は、本村の東海岸の観光振興の妨げや村民の精神的な負担を増加させることから、宜野座村議会では国に対して「辺野古新基地建設の断念を求める意見書」を提出しました。

今後とも、村民の生命・財産と平穏な生活を守る立場から、国や県、関係市町村等との十分な連携・調整のもと、情勢を見極め、村民の理解と協力を得ながら、これらの基地問題に対応していくことが必要です。また、既存米軍基地についても、関係機関と連携しつつ、事業の実現可能性等を踏まえて、一部返還の要請等を検討することが必要です。

▶ 施策展開

(1) 米軍再編への対応

- ①米軍再編については、今後とも国や県、関係市町村との十分な連携・調整を図るとともに、村民への積極的な情報発信に努め、その理解と協力を得ながら対応します。
- ②本村上空の飛行による騒音については、環境基準との適合状況等の把握に努めるとともに、騒音被害の低減等を関係機関に要請します。

(2) 既存米軍基地の部分的返還促進

- ①既存米軍基地においては、引き続き、漠那ダム湖面の利活用を検討するとともに、基地の部分的返還を促進します。
- ②「宜野座村軍用地跡地利用基本計画」に位置づけられた各種事業についても、現在の社会経済情勢等を踏まえて調査・再検討を行います。

前期基本計画

4 章

基本政策 4 :

「魅力と個性にあふれた“産業づくり”」

基本施策 4-1	地域に根ざした農業・畜産業の振興	p 102～105
基本施策 4-2	新たな水産業の推進	p 106～107
基本施策 4-3	地域特性を活かした観光・商工業の振興	p 108～111
基本施策 4-4	情報通信関連産業の集積と情報通信技術の活用の推進	p 112～115
基本施策 4-5	雇用の創出	p 116～117

基本施策 4-1

地域に根ざした農業・畜産業の振興

▶ 施策のめざす方向

安心・安全の産地ブランドの形成と持続可能な農業経営を図るため、低農薬・有機農業の推進や主要作物の安定生産を支援するとともに、意欲ある生産者の自立した経営支援やエコファーマー等の農業経営者の育成・確保、農業委員会との連携による農地の集約化を図ります。また、農畜産物の品質や生産性の向上を図るため、農畜産業の技術の継承や先進的な技術を活用するとともに、農業生産基盤施設等の整備充実をはじめ、市場ニーズに応じた生産・流通体制の構築、6次産業化や体験農業等を推進します。

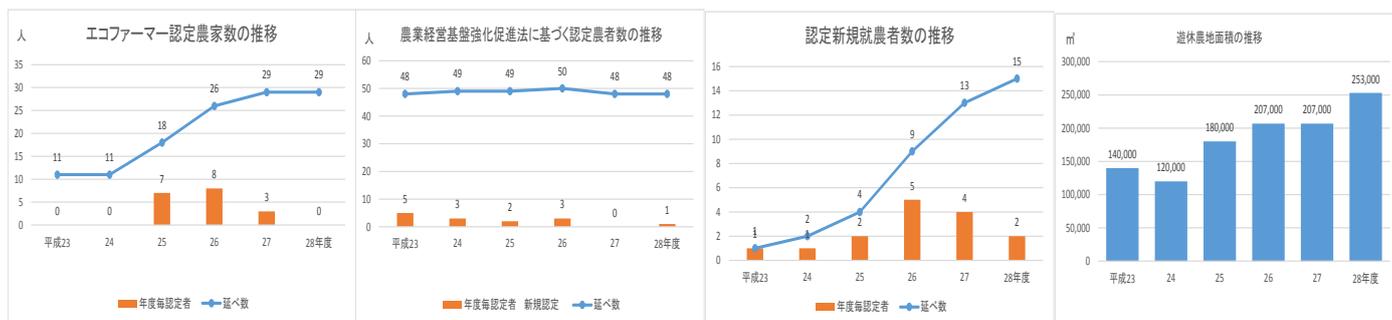
▶ 現状と課題

宜野座村の基幹産業は農業であり、昭和47年の本土復帰以降、他市町村に先駆けて農業の基盤整備にいち早く取り組み、ほ場整備、灌がい排水の整備率は高く、また、平成22年3月には「有機の里宜野座村」を宣言し、「安心・安全な農作物」づくりに取り組み、宜野座エコ農作物が県内外に広まりつつあります。

本村の主要農作物は、さとうきびを中心に菊やラン等の花き、平成25年7月に沖縄県から拠点産地として認定されたマンゴーやパイナップル等の熱帯果樹のほか、近年では天候の影響を受けにくい砂栽培によるベリーリーフ等のエコ野菜やイチゴのハウス栽培を導入し、野菜や果物の農作物販売額は伸びています。

畜産業は養豚、肉用牛・乳用牛、採卵鶏等であり、豚、採卵鶏の羽数は横ばい、肉用牛・乳用牛の頭数は減少傾向となっています。

全国的な傾向と同様に、本村においても、農業就業者の高齢化が急速に進行し、農業の担い手等の育成・確保が課題であることから、宜野座村農業後継者等育成センター及び宜野座村畜産センター等を活用した後継者育成や新規就農者の増加に取り組んでいます。また、遊休化した農地については平成26年に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」に基づき、農業委員と連携して担い手への農地流動化や農業経営の強化を図る取り組みを総合的に行うことが必要です。さらに、いちご狩り等の体験型農業等による観光・交流を推進することも重要となっています。



▶ 施策展開

(1) 各種計画・事業の作成及び更新

- ①国が示す「食料・農業・農村基本計画」や「攻めの農林水産業」、「農林漁業の6次産業化の推進」等を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」、「農村振興基本計画」、「農村振興地域整備計画」の作成及び更新を行うとともに、農業振興地域の見直し等に取り組みます。

(2) 「エコ農業・ぎのざ」の産地ブランドづくり推進

- ①「有機の里宜野座村」の定着を図るため、エコファーマーの育成・認定者の増加に取り組むとともに、農家との連携による堆肥利用や農業アドバイザーによる減農薬・有機栽培など環境保全型農業を促進し、安心・安全な農産物の生産・販売の普及を図ります。
- ②さとうきびやパイナップル等の生産安定を図るため、優良種苗の普及、新品種の導入、機械化農業の推進、適期管理作業の徹底、有機肥料の推進等に取り組みます。
- ③消費者や市場から信頼される安心・安全の産地ブランド形成にむけて、本村の土壌に適し、拠点産地に認定されたマンゴー等の栽培技術の向上や防風・防潮施設の充実等による高品質で安定的な農産物の生産に取り組むとともに、新たな熱帯果樹（アテモヤ、レンブ等）の果樹生産を振興します。
- ④ベビーリーフやイチゴ等を本村の特産品とし、農業施設等生産条件の整備や生産農家への技術指導や販路拡大等の支援に努めます。
- ⑤健康食材のイメージや地元食材としての観光資源及び伝統的な地域の食文化の継承等と関連づけを強化し、栽培技術の向上等による伝統的農作物（島野菜・果実等）の生産を振興します。
- ⑥亜熱帯性花きの供給産地としての有利性を活かした花きの生産を振興します。
- ⑦農林水産部畜産研究センター等と連携して、優良畜種の導入や飼料生産の効率化を図るとともに、畜産ふん尿の適正処理や防疫体制を強化します。
- ⑧農畜産物の品質や生産性の向上及び販売・流通の拡充に資するIT技術や先進技術の導入を検討します。
- ⑨赤土流出によるサンゴの死滅やモズク養殖の不漁を招かないよう、農業基盤整備の充実や農家への指導、罰則の実施等による耕土の流出防止を充実します。
- ⑩耕種農家と畜産農家の連携及び宜野座村堆肥センターを活用した堆肥利用をはじめ、オガコ製造施設から生産されるチップ材を活用した畜舎敷材等の利用とオガコ等を利用した菌床栽培、減農薬・有機栽培など、循環型農業及び環境保全型農業を推進します。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

- ①効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図るため、事業農家の育成に努めるとともに、農業経営の法人化の促進や担い手への農用地の利用集積の促進を図ります。
- ②認定新規就農者の期間終了後（5年）は、認定農業者への円滑な移行に取り組み、担い手農業者の確保に取り組みます。
- ③農業の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村農業後継者等育成センターにおける農業研修等のさらなる充実とセンター内の加工施設を活用した6次産業化にむけた取り組みを進め、新規就農者への就農技術の修得や農家直接販売等、担い手農家の安定収入の確保に取り組みます。
- ④将来効率的かつ安定した農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、認定新規就農者の確保や育成を進めます。

- ⑤女性等の農業参画の支援、ワンストップ支援窓口の充実等、多様な農業の担い手の育成及び労働力の確保を図ります。
- ⑥畜産農家の担い手の育成・確保を図るため、宜野座村畜産センターを活用して、新規就農者の確保や後継者の育成を進めます。
- ⑦農業経営の安定した経営規模の拡充を図るため、農業アドバイザーによる営農指導を実施し、園芸作物等の導入により経営の複合化もしくは6次産業化による経営の多角化を推進するとともに、沖縄振興開発金融公庫やJAおきなわ等の各種農業制度資金等の活用を促進し、農家の所得向上に努めます。

(4) 農業技術の継承と発展

- ①農業経験のある高齢者の地域活動グループを育成し、地域の熟年農業従事者の技術を次世代に継承するための交流の場づくりに努めます。
- ②農家・関連組織・行政等の連携を充実するとともに、農業従事者の技術向上のための講習会の開催等、農業技術の継承と発展に努めます。
- ③県農業大学校等の農業経営者育成教育機関の誘致に取り組みます。

(5) 生産・流通基盤の充実

- ①農業生産の基盤である優良農地の保全に努めるとともに、「農村振興基本計画」や「農業振興地域整備計画」等に基づき、農業農村整備事業管理計画を定期的に更新しながら、農業近代化施設の整備や共同利用施設の整備を推進し、農畜産業生産の拡大に努めます。
- ②宜野座型エコ農産物の有利販売を県内外に推進するとともに、道の駅「ぎのざ」を拠点とした販売拡大を促進します。
- ③関係機関や民間等と連携して、市場ニーズに対応した生産・流通体制の構築を促進し、鮮度保持の技術導入や施設整備を検討します。

(6) 農業を活かした観光・交流の推進

- ①地域全体で支える農業の仕組みづくりとして、道の駅「ぎのざ」での地元農作物や特産品の販売促進をはじめ、学校給食や観光関連施設等との協力・連携等による地産地消及び地元食材の供給拡大を推進します。
- ②宜野座村観光協会と連携し、イチゴ狩り等の体験農業の受け入れを促進するとともに、本村に適した観光農園・滞在型市民農園等を検討し、農業を活かした観光・交流を推進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
エコファーマー認定農家数	延べ29名	延べ30名	有機の里宜野座村確立事業抜粋。
認定農業者数	48名	50名	高齢化が進む中で現状維持を図る。
認定新規農業者数	延べ16名	延べ26名	育成センター卒業生予定人数を記載。
遊休農地面積	253,000㎡	126,500㎡	H27荒唐農地調査

▶ 施策のめざす方向

本村の漁業はサンゴ礁海域を主漁場とし、モズク等の海面養殖が営まれていることから、赤土流出対策や資源管理漁業の推進など、永続的に利用できる漁場環境を形成します。また、つくり育てる漁業と水産業の新たな展開を推進するとともに、流通販売体制等の充実や漁家の育成・確保に取り組み、漁業経営の安定化を図ります。

▶ 現状と課題

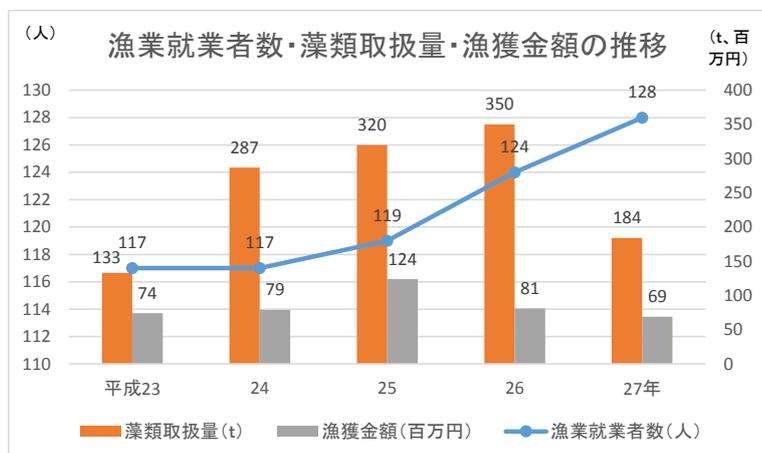
宜野座村には長大な海岸線と広大なイノー（礁池）があり、沿岸域の共同漁業権の区域のなかにモズク養殖場の特定区画漁業権があります。水産資源の保護等を呼びかけるため、平成 28 年 3 月には沖縄県漁業調整規則の周知等の「海のルールとマナー」のパンフレットを全戸配布しました。

本村の水産業は、沿岸域や近海を対象とする釣漁業、採貝業、潜水器業、モズク・海ぶどう（海面）養殖業、クルマエビ（陸上養殖施設）養殖業が中心となっており、水揚量の推移をみると、赤土流出や地球温暖化による海水温度の上昇等の影響によって増減がありますが、魚介類は緩やかに減少傾向であり、モズクは増加傾向で宜野座産のモズクは県内外から好評です。

また、近年、宜野座村観光協会と宜野座村漁業協同組合の観光部による船釣り体験やシーカヤック体験等の観光漁業体験、漢那漁港内の宜野座村漁村漁民活性化施設に海産物レストラン等が平成 26 年 12 月に開店する等、6 次産業化の取り組みが動きはじめています。

漁業就業者の増加傾向にあるものの、乱獲等による水産資源の枯渇や燃料費の高騰、高齢化の進展等により、漁業経営は厳しい状況であり、漁業者の経営安定と向上が課題となっています。

本村には漢那漁港と宜野座漁港があり、各施設の老朽化、維持管理が課題となっていることから、平成 24 年に各漁港の施設機能の診断等を実施し、機能保全計画書（水産基盤施設ストックマネジメント）を策定し、改修工事や日常的な保守点検を実施しています。今後とも計画的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減が必要となっています。



施策展開

(1) つくり育てる漁業と水産業の新たな展開の推進

- ① 養殖漁業を推進するため、モズク養殖の充実と安定生産の確立や海ぶどう養殖技術を活かした生産拡大のための施設整備に取り組みます。
- ② 漁場の枯渇を防ぐため、魚種や貝類等の放流事業の強化を図るとともに、宜野座村漁業協同組合と宜野座村農山漁村生活研究会との連携による低・未利用資源（ホンダワラ等）の活用を促す商品開発や研究を支援します。
- ③ 操業時間・燃油コストの削減を図るため、表中層浮魚礁等の漁礁の設置、漁場の合理的な利用、オゴノリ・スウナ等の藻類やシャコガイ等の貝類等の新たな養殖場の開発を促進し、資源管理型漁業を推進します。
- ④ 高値で取引される活魚など、漁業者による創意工夫を活かした新たな漁具・漁法等の導入を促進するとともに、新規漁業への着業を促進します。
- ⑤ 宜野座村漁業組合（観光部）と宜野座村観光協会が連携し、海に関する体験型観光プログラムや情報発信等の充実を促進するとともに、漁村漁民活性化施設を拠点とした地元の児童・生徒、観光客等の受け入れ体制の強化を促進します。

(2) 漁業環境の充実

- ① 機能保全計画書に基づき、漁港や漁場の各施設機能の日常的な保守点検や維持保全、改修等の老朽化対策をはじめ、防災対策等も含めた安全・安心に操業できる施設の整備を図ります。
- ② 漁業環境を保全するため、営農赤土流出防止対策協議会等と連携し赤土流出防止活動を推進します。

(3) 流通販売体制等の充実

- ① 宜野座村漁業協同組合や宜野座村農山漁村生活研究会、宜野座村商工会等と連携して、水産資源を活用した商品開発、漁村漁民活性化施設や道の駅ぎのぞ等を利用した販路拡大の促進を図ります。
- ② 村内・村外の各種イベント・大会、ふるさと納税等を活用して、モズク・クルマエビ・海ブドウ等の水産特産品の普及に取り組みます。

(4) 漁業経営の安定化

- ① 漁業経営の規模拡大、漁船の近代化を促進するとともに、燃料費補助等の操業の支援、利子補給などの支援制度を充実し、漁業の経営安定に努めます。
- ② 宜野座村漁業協同組合の組織強化、漁業情報交換、漁民間の交流等を促進するとともに、健全な経営に向けた支援を行います。
- ③ 宜野座村漁業協同組合と連携し、若者の漁業体験受け入れ等の充実や漁業就業の魅力をアピールするイベント等を開催するなど、後継者の育成・確保を促進します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
藻類取扱量	229 t (平成28年度)	365 t	モズク協会指数参考
漁業就業者数	129人 (平成28年度)	143人	10%の増加を目指す
漁獲金額	69百万円 (平成27年度)	80百万円	平成27年度現状値

▶ 施策のめざす方向

地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化（人々の暮らし）」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せた観光振興を図るとともに、宜野座村商工会が作成した「経営発達支援計画」が円滑に推進できるよう連携強化に努めます。また、地域ブランドとなる特産品の開発と観光商工の担い手の育成及び観光受け入れ体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

観光立県を掲げる沖縄県は観光を県経済のリーディング産業と位置づけ、沖縄観光が国内外に広く認知される基盤の構築等に取り組み、県内に訪れる観光客数は 794 万人余りと過去最高で増加傾向で推移しています。

那覇市から一時間圏であり、豊かな自然に恵まれた宜野座村は、多くの観光リゾート施設が立地する恩納村に隣接しています。本村は有力な観光地となる可能性を秘めており、沖縄本島東海岸初となる、重点「道の駅」に国から選定（平成 28 年 1 月）された道の駅「ぎのざ」や松田地区体験交流センター、パークゴルフ場等により、近年、観光入客数も増加しています。そのため、今後も村経済の活性化と発展に大きく寄与することが期待される観光振興を積極的に進めていくことが重要です。また、地域の魅力である「自然」と先人たちが培い地域で息づいている「文化（人々の暮らし）」を基調とし、基幹産業である「農業・漁業」の振興と併せて観光を振興する「宜野座村観光振興計画」を平成 27 年度に策定しました。宜野座村の観光振興を支える一般社団法人宜野座村観光協会及び宜野座村商工会と連携しながら、観光誘客プロモーション、観光プログラムの開発・実施、人材育成、各種イベント等を積極的に取り組んでいます。さらに、本村の観光施設の拠点となる「宜野座村観光センター（仮称）」の整備を進めており、平成 28 年 6 月には道の駅「ぎのざ」と名桜大学との連携企画に関する基本協定を締結しており、今後も観光拠点として観光振興を積極的に推進することが必要です。

地域ぐるみの観光振興としては、農水産物を活用した特産品開発や阪神タイガースキャンプの誘致を活かした地域づくり、観光案内ガイドの育成、受け入れ体制や村観光協会の運営の強化、周辺市町村との連携を推進していくことが重要となっています。

本村の商工業の振興を支える宜野座村商工会は、地域活性化の立て役者として重要な役割を果たしています。

村内の商工業は小規模事業所が多く、高齢化・後継者不足による小売・サービス業の廃業、近隣市町村の大型小売店の進出が続き、地域購買力の低下による創業・事業承継の遅れが廃業に繋がる等の課題がみられることから、宜野座村商工会との連携をさらに充実し、村内における消費喚起や事業所の経営基盤の強化、創業・起業のサポート等による商工業の振興が必要となっています。

施策展開

(1) 観光振興計画に基づく施策の推進

①宜野座村観光振興計画等に基づく施策の具体的な内容を宜野座村観光協会や宜野座村商工会等と検討し、具体的な内容の実施にむけた取り組みを推進します。

(2) 観光基盤及び観光プロモーションの充実

①新たな観光拠点となる道の駅「ぎのざ」周辺整備を推進するとともに、豊かな自然環境が残る漢那福地川周辺整備等のリバーパーク構想に基づく計画・事業を推進します。

②漢那小学校跡地を含めた漢那ビーチ一帯の整備を推進するとともに、漢那ビーチや海洋型健康増進施設等の利活用を促進します。

③多言語化対応等の観光案内サインの整備を推進します。

④宜野座村中心地区基本計画を踏まえた総合運動公園等の各施設の配置検討及び整備を推進します。

⑤県や民間等と連携して、レクリエーション区域への観光関連施設の集積を促進するとともに、地域景観や自然環境に配慮した調整・誘導等を行います。

⑥宜野座村観光協会と連携し、インターネットやラジオ、観光マップ等の多様な媒体を活用した観光情報を発信するとともに、道の駅「ぎのざ」の「(仮称) 宜野座村観光センター」等の観光情報発信体制の機能を強化します。

⑦宜野座村観光協会との連携による県外での合同説明会等の誘客プロモーションを推進します。

⑧本村の魅力や良さを県内外に発信するため、宜野座村ふるさと大使「ぎ〜のくん」等を活用した各種イベントでの活躍や情報発信など、観光PRを推進します。

⑨Wi-Fi等の情報通信技術を活用した観光案内を検討します。

(3) 体験・滞在型観光の推進

①宜野座村観光協会等と連携し、地域の豊かな自然と文化を基調としつつ、地域の農畜水産を活かした観光資源を開発し、自然体験や歴史文化体験、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の観光プログラムの実施を促進します。

②宜野座村文化のまちづくり事業実行委員会と連携し、がらまんホール等の既存施設で来訪者への伝統芸能鑑賞機会を提供します。

③阪神タイガースの春季キャンプ受入の充実や地域との交流を図るとともに、宜野座村観光協会等と連携し、野球・カヌー・自転車・球技等のスポーツ合宿等のスポーツ・ツーリズムを推進します。

④宜野座村漁協組合と連携し、漁業体験、シーカヤック等の海洋レジャーを促進します。

(4) 特産品開発の推進

①宜野座村商工会等と連携し、宜野座産の農畜水産物等を活用した新たな特産品の開発・普及を推進します。

②宜野座村商工会や企業等と連携し、地域の食材等にこだわった健康料理や特産品を活かしたお菓子等を調査・開発し、村内飲食店や観光施設等の普及に努めます。

③特産品加工直売センター施設・体制見直し等による生産拡充を促進します。

④特産品の流通・販路の拡大を図るため、村のイメージキャラクターを活用しながら、村内の産業まつりや県内外のイベント・大会等の多様な場面で特産品を普及します。

(5) 商工業の振興

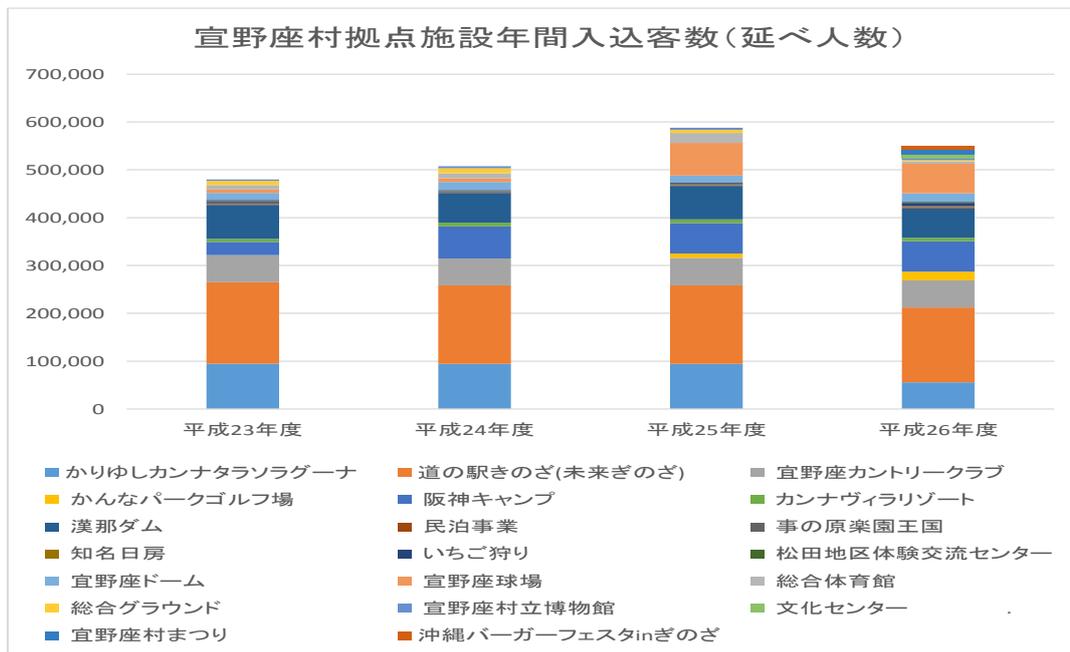
- ①宜野座村商工会と連携し、村内における消費喚起を図る「水と緑と太陽の里商品券」発行を支援します。
- ②村内経済活性化及び村内企業の育成、雇用の拡大等を図るため、村推奨特産品認定及び村内企業優先使用を推進します。
- ③宜野座村商工会と連携し、経営指導員等による巡回・相談、各種セミナー・講習会等の開催、専門家派遣等の経営基盤強化の支援を促進します。
- ④宜野座村商工会との連携のもと、創業・起業する村内事業者の事業計画策定や沖縄公庫北部支店等の融資斡旋等の支援を促進します。

(6) 人材育成及び受け入れ体制等の強化

- ①宜野座村観光協会が自立できるよう、観光プロモーション活動の充実、観光プログラムの開発、スタッフの育成・研修、地域案内ガイドの発掘・育成を支援する等、村観光協会の運営の強化を図ります。
- ②宜野座村商工会との連携を強化し、村商工会の会員の活性化を支援します。
- ③大学等との連携による観光拠点を中心とした観光プランの作成、土産品の開発等の企画や村内観光の体験・交流活動を担う人材の発掘・育成に努めます。
- ④通過型観光から滞在型観光に転換するため、周辺市町村や北部広域市町村等の連携による観光を振興します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
村全体の観光入込客数	55万人 (平成26年度)	70万人	宜野座村観光振興計画 (※数値は延べ人数)
観光客一人当たり消費額	約3,000円/人 (平成26年度)	約4,000円/人	宜野座村観光振興計画 1,000円/人増をめざす



▶ 施策のめざす方向

厳しい経営となっている宜野座村 I T オペレーションパークへの企業誘致や施設の機能強化等、情報通信関連産業の立地を活かした産業振興に努めます。また、村内の情報通信基盤の確立に努めつつ、村役場職員をはじめ村民に ICT の知識・技術の向上を図り、医療、福祉、防災、地域活性化等の各分野での ICT の利活用を推進します。さらに、行政サービスの向上・高度化や行政業務システムの効率化、情報セキュリティ対策を向上するため、さらなる電子自治体を推進します。

▶ 現状と課題

宜野座村では、IT 拠点の形成に向けて、平成 13 年度にデータセンターとオペレートセンター機能を持つ「宜野座村サーバーファーム」が開設し、平成 20 年度にはオフィス機能を持つ「宜野座村第 2 サーバーファーム」が開設しました。この 2 施設からなる「宜野座村 I T オペレーションパーク」は、最大 1,000 人の収容が可能な施設であり、平成 28 年度から民間に施設運営を委託しています。

宜野座村 I T オペレーションパークは、平成 28 年 10 月現在、8 社と入居契約を締結しており、沖縄本島の北部・中部地域を中心に約 300 人の就業者が勤務しています。一方で、昨今の沖縄県内外における類似施設が増加し、I T 業界の情勢の変動による入居企業の撤退や施設の老朽化による設備機器の改修・取替費用の確保が課題となっており、空室への企業誘致活動並びに施設の改修が急務となっています。また、本施設に進出した企業のニーズに応じた人材不足も背景にあることから、宜野座村のみならず北部地域等の広域地域へ視野を広げ、本村の IT 拠点施設を活用した人材育成の実施や高校・大学・専門学校と連携した雇用の促進が必要となっています。

本村では、住民の情報格差の解消や情報通信の利便性の向上を図るため、平成 20 年 11 月から各世帯向けブロードバンド回線が利用開始され、平成 27 年 5 月からは民間による光回線も整備され、約 90% のエリアでインターネットが利用開始されています。これにより、宜野座 BB 回線の利用者は減少しており、機器の老朽化及び運営費を考慮し、宜野座 BB の廃止あるいは更新についても検討していく必要があります。

宜野座村のインターネット普及率は、約 20% とされており、光回線の高速通信幹線の整備も促進されたことによってインターネットの普及促進を図るとともに、村民の情報通信に対する知識及び活用能力の向上を図ることが重要です。

平成 27 年 7 月には NTT 西日本沖縄支店と「宜野座村における情報化に関する包括連携協定」を締結し、役場職員を対象とした「ICT 活用協議会」を開催し、様々な場面における ICT の活用事例等に取り組みはじめたところです。

近年、急速に情報通信の技術革新は進んでおり、SNS 等の新たな ICT を利活用したサービスが展開され、平成 27 年 10 月にマイナンバー制度が開始される等、村民の日常生活やビジネスだけでなく、行政における業務にも影響を及ぼしており、今後、私たちの日常生活にも大きな変化をもたらすことが予想されます。そのため、平成 27 年 2 月から「宜野座村 ICT 活用検討委員会」を開始し、さらなる電子自治体にむけて検討を進めているところです。ICT の急速な発展やマイナンバー制度等に対応し、より良い村民サービスの提供を目指すため、情報セキュリティや推進体制等に配慮していく必要があります。

施策展開

(1) IT拠点施設を活かした情報通信関連産業の集積

- ①IT企業の集積を促進するため、入居企業のニーズを踏まえつつ、施設管理の民間企業等と連携しながら、宜野座村サーバーファーム施設の定期的な設備機器等の改修・取替等の快適な環境づくりを推進します。
- ②宜野座村サーバーファームの空室を抑制するため、沖縄県や関係機関等と連携し、県内外での新規企業の誘致活動を強化するとともに、高等教育機関と協力したIT人材の確保に努めます。
- ③働きやすい職場環境づくりを図るため、宜野座村サーバーファームの入居企業と協力し、在宅勤務の導入等を支援します。
- ④地域に根ざした情報関連産業を振興するため、入居企業や教育機関と協力し、村内の小中学校や高校における情報教育の充実を図ります。

(2) 情報通信関連産業の立地を活かした産業振興の促進

- ①情報通信関連企業と他産業の情報交流の場づくりに努めます。
- ②地元事業所や生産者等にICT利活用の情報提供を図り、情報通信関連企業との連携による技術交流や新商品開発、新たな分野への進出の展開等を促進します。

(3) 地域情報化の推進

- ①本村が整備した宜野座ブロードバンド通信基盤の継続運用の検討をはじめ、災害に強い情報通信ネットワークの検討及び超高速通信基盤の拡充、公衆無線LANの拡充など、関係機関や民間企業と連携し、情報通信基盤の確立に努めます。
- ②関係機関や民間企業と連携し、ICTを利活用した防災・防犯、観光・農水産業の振興、健康福祉等、幅広い分野におけるICTの利活用を推進します。
- ③村民の情報通信技術や情報セキュリティの向上、インターネットの普及を図るため、関係機関や民間企業等と連携した高齢者でもわかりやすいIT講座の開催をはじめ、ICTを利用した生涯学習を推進します。
- ④村民が気軽にITに親しめるよう、民間企業等と連携して、宜野座村まつり等のイベントにおけるIT体験の開催等に取り組みます。

(4) 電子自治体の推進

- ①ICTを活用したむらづくりや行政サービス等の向上を図るため、「(仮称)宜野座村地域情報化計画」を策定し、計画で位置づけた施策を推進します。
- ②インターネットの媒体を利用した村公式ホームページやSNS、公衆無線LAN(Wi-Fi)等を効率的に活用し、村政情報の内容充実をはじめ、わかりやすい情報の公開やみやすい情報を発信します。
- ③電子媒体を使った電子申請・電子調達システムの拡充、施設予約システム等、利便性の高い行政サービスの提供及び行政手続きの電子化を推進します。
- ④庁内の情報システムについては、国が進めている自治体クラウドサービス、マイナンバーの導入や技術革新などを踏まえつつ、庁内情報システムの再構築を図り、行政事務の簡素化・効率化・合理化に努めます。
- ⑤庁内システムの統合や仮想化による機器共有、クラウド化、運用ポリシーの統一や調達・運用事務の集約化等を検討し、全体として運用コストの圧縮に努めます。

- ⑥情報セキュリティを高めるため、サイバーセキュリティを取り巻く環境の変化に対応しつつ、人的・物理的・技術的な側面からの一層の強化に努めます。
- ⑦ICT ガバナンス体制については、外部人材を活用して効率的に情報システムの調達・構築・運用（または支援）が行うことができるように努めるとともに、庁内職員の人材育成を進めます。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
宜野座村サーバーファームの入居企業数	8社 (平成28年12月)	14社	
宜野座村サーバーファーム入居企業の就業者数	260人 (平成28年12月)	500人	
インターネット普及率	20% (平成27年度)	40%	契約者/世帯

基本施策 4-5

雇用の創出

▶ 施策のめざす方向

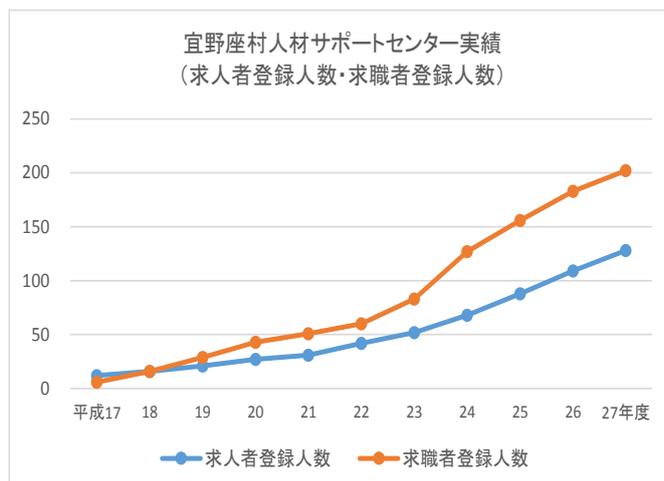
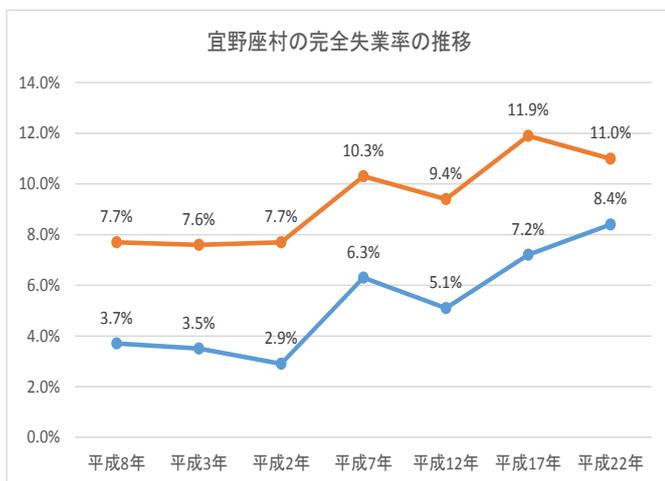
本村の労働力人口を確保するとともに労働生産性の向上を図るため、IT 企業の誘致や農水産業及び観光商業の振興、宜野座村農業後継者等育成センター等による人材育成、宜野座村人材サポートセンターによる就職相談・あっせんなど、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援に努めます。

▶ 現状と課題

平成 22 年の宜野座村の完全失業率（国勢調査）は 8.4%と県平均（11.0%）より下回っていますが、完全失業率は概ね増加傾向で推移しています。また、近年、宜野座村人材サポートセンターへの求職者や求人者が増加傾向であり、求職者が求人者を上回り、求人側と求職者側の条件が合わない雇用ミスマッチや労働力が不足していることがうかがえます。

一方、全国の生産年齢人口（15～64 歳）は平成 7 年以降、減少に転じており、沖縄県では平成 24 年以降、減少に転じており、県内においても数年以内に労働人口が減少に転じる可能性が高いとされています。また、全国の労働力不足が顕著になり、県外から好条件での求人が増加すると県外への転出増により、さらに県内で労働力人口が減ることも予想されています。

本村では、村内雇用の確保と地域の活性化を図るため、IT 企業の誘致、農業の基盤整備や農業就業者の育成、無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターによる就職相談・あっせん等を展開しています。また、地域資源を活かした観光振興による雇用の創出も期待されています。今後とも若者の村外への流出を抑制し、定住人口を確保するためにも、雇用の創出・確保を図ることが重要であり、産業振興による雇用の創出・確保はもとより、ハローワーク沖縄と連携し、村内外の求人情報の収集及び情報提供を行うことが必要です。また、労働力人口を確保するとともに労働生産性の向上を図るためにも、女性や高齢者、障がい者の労働市場への復帰・参入を促進していくことが重要です。



▶ 施策展開

(1) 企業誘致活動の推進及び就労者の育成

- ①リゾートホテル等の観光関連施設や IT 企業の誘致活動を積極的に推進します。
- ②宜野座村農業後継者等育成センター等による人材育成を図ります。

(2) 就業支援の推進

- ①無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターによる効率的な作業の方法等について講習会等を実施するとともに、求人者と求職者との雇用関係の成立のあっせんや就職相談等に取り組みます。
- ②ハローワーク沖縄と連携しながら、労働市場や雇用に関する情報の公開等、雇用の拡大・推進を図ります。
- ③県や関係機関、宜野座村商工会と連携し、地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励）等の助成制度を活用した雇用の創出・確保、能力開発、労働環境の向上、処遇改善を促進します。

(3) 働きやすい環境づくりの推進

- ①事業者等に労働基準法や男女雇用機会均等法等の内容の周知を図るとともに、就業機会や雇用条件など、雇用の場での男女共同参画を促進します。
- ②多様な経験を有する元気な高齢者の就労支援の充実を図るため、宜野座村人材サポートセンターを支援します。
- ③障害に応じた雇用・就業機会の確保とそのため学習環境の整備を図るとともに、経済的負担を軽減する支援策と情報提供・相談体制の充実を図ります。
- ④雇用形態の多様化やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現にむけて、仕事と生活（育児、介護、地域活動等）が両立できる職場環境づくりや地域社会づくりを促進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
本村の完全失業率	8.4% (平成22年)	8.4%以下	

前期基本計画

5 章

基本政策 5 :

「安心・安全で快適な“環境基盤づくり”」

基本施策 5-1	地域防災及び消防・救急体制の充実	p 120～121
基本施策 5-2	道路・交通基盤の整備・充実	p 122～123
基本施策 5-3	上水道・集落排水の充実	p 124～125
基本施策 5-4	誰もが安心して暮らせる住環境の充実	p 126～127
基本施策 5-5	交通安全対策の充実	p 128～129

▶ 施策のめざす方向

地震や風水害などの災害が発生した場合でも、人的・物的な被害を最小限に止めることができる災害に強いむらをつくります。また、金武地区消防衛生組合等と連携しながら、消防・救急体制を強化し、村民の生命、身体および財産を災害や事故から守ります。

▶ 現状と課題

本村の防災行政は「宜野座村地域防災計画」を基本として推進してきました。東日本大震災を契機に国の法律や県地域防災計画の内容の大幅な改正があり、本村においてもこれらの法や計画との整合性を図りながら「宜野座村地域防災計画」の適宜、見直しを行い、地域住民一人一人が、災害からの自分の命は自分で守るという「自己防衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれらをサポートするという自助・共助・公助の精神を踏まえた危機管理体制の充実や災害時等における具体的な対応が必要です。

災害時の避難・誘導や気象警報等の情報の伝達手段としては、平成 11 年度に「宜野座村防災行政無線」を整備しましたが、無線設備の老朽化、屋外拡声器が聞こえない、電波法の一部改正に伴うアナログ波からデジタル波への移行により、次期防災無線等の早急な対応が必要となっています。

本村には津波浸水想定地域があり、場所によっては道路幅が狭く逃げられない状況も想定されるため、避難路の整備を行う必要があります。また、避難所生活での問題として、東日本大震災ではガソリンや電力の供給ができなくなる等、エネルギー需給の逼迫問題が生じました。地震や津波、台風等による大規模な災害に備え、避難所へ再生可能エネルギー等を導入し、災害に強い地域づくりを構築することが必要となっております。

本村の消防・救急については、金武町及び恩納村と金武地区消防衛生組合を結成し、金武地区消防衛生組合と連携して消防・救急業務に対応しています。

▶ 施策展開

(1) 地域防災計画の見直し

- ①国や県等の動向を踏まえつつ、本村の「地域防災計画」を見直すとともに、計画で位置づけた施策等を推進します。
- ②避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定します。

(2) 災害に強い環境整備

- ①災害時にも迅速な対応ができるよう、飲料水や食料などの防災備蓄の充実をはじめ、避難場所や避難経路の整備など、地域と連携しながら災害に強い環境整備を図ります。

- ②標高が低い漢那地域等については、避難場所・避難経路の確保等の地震・津波対策に努めます。
- ③アナログ防災無線の更新を契機とした IP 告知放送もしくはデジタル化の移行等に移行し、災害時における迅速な情報が行える環境整備を図ります。
- ④LED 化を含めて適切な場所への外灯の設置及び維持管理を促進します。
- ⑤地震等による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等の撤去や撤去後の安全な工作物等の設置に関する費用の一部補助を検討します。
- ⑥大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等へ再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進します。

(3) 自助・共助・公助による地域防災力の向上

- ①パンフレット、災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意思の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努めます。
- ②自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努めます。
- ③社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に災害時要援護者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦等）を迅速に避難できるよう、災害時要援護者対策を推進します。

(4) 消防・救急体制等の強化

- ①高齢者や障がい者を含む、災害時における速やかな避難や救急、救助ができる地域ネットワークの構築を図ります。
- ②AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図ります。
- ③村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備などの更新を適宜行います。地域の防火水槽や消火栓の設置等に取り組みます。
- ④金武地区消防衛生組合との連携を図り、村民の安全安心を確保できる体制強化を図ります。
- ⑤医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図ります。

(5) 推進体制の整備

- ①地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携を強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図ります。
- ②警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定の締結等、協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して、連携を深めます。
- ③沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進など、近隣自治体等の連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図ります。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
自主防災組織の立ち上げ	0	6	各地区へ自主防災組織の立ち上げ
避難行動要支援者名簿の整備	0	6	各地域での作成

▶ 施策のめざす方向

道路交通基盤の整備・充実にむけて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、村道とのネットワークを形成します。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じて、安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組みます。また、関係機関等と連携し、村内及び広域的な公共交通について検討します。

幹線道路との連携・整合のもとで、村道の計画的な整備・維持管理に取り組みます。また、交通量の多い道路や通学路への歩道整備、道路インフラの老朽化対策に努めるとともに、快適な道路空間を図るため、地域との連携のもとで、道路緑化及び清掃管理の充実に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村は沖縄本島のほぼ中間に位置し、沖縄自動車道の宜野座インターチェンジが立地しています。国道 329 号は、村内の各地域をはじめ、隣接する名護市や金武町、沖縄自動車道インターチェンジを結んでいます。また、国道 329 号は平成 28 年 3 月の全線開通（延長 2.7k m）に伴い、プロ野球春期キャンプ期間中の交通渋滞が大幅に緩和するなど、村内及び広域における交通の利便性が向上しました。また、国道 329 号は県道 234 号漢那松田線と県道 71 号線名護・宜野座線と連結し、これらの 3 路線は本村の主要道路網の骨格を形成し、村民生活や産業活動を支える基盤としても重要となっています。

これらの幹線道路にネットワークする村道は平成 27 年で 149 路線が認定されており、村民の身近な生活道路となっています。

一方で、平成 24 年の山梨県内の中央自動車道笹子トンネル天井板の崩落事故に伴い、平成 25 年には「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、道路の維持修繕について「事後対応」型から「予防保全」型への転換を図る法律改正となりました。本村においても、平成 24 年から橋梁・道路・舗装等の緊急点検を実施し、今後とも道路の維持修繕に取り組むことが求められています。また、未改良・未舗装の村道整備、通学路・橋梁等の安全確保に努めることも必要です。

さらに、沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの促進をはじめ、北部広域等における道路交通ネットワークの形成など、村民生活や観光等の交通利便性の向上が求められています。

道路整備状況についてみると、幹線道路は歩道の設置及び緑化、舗装等の整備が完了しています。村道についても積極的な整備が進められており、平成 27 年 86.9%となっています。

今後は、広域的な東西ネットワークの充実のために検討を進めている「(仮称) 漢那・中川線道路」及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」の整備実現に向けた継続的な取り組み、さらには未改良・未舗装の村道整備、通学路・橋梁等の安全確保に努めることが必要です。

施策展開

(1) 広域的な幹線道路の整備促進と村道とのネットワークの形成

- ①人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化、産業の振興のため、関係機関と連携しながら、「(仮称) 宜野座村西部地区幹線道路」(漠那～中川～恩納) 及び「(仮称) 城原・ギンバル横断道路」等の広域的な幹線道路の整備促進に努めます。
- ②地域間の交流・連携の円滑化を図るため、国道や県道の幹線道路と村内の生活道路との円滑な道路ネットワークの形成に努めます。

(2) 安心で快適な生活道路の整備・維持修繕

- ①年次計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路インフラの老朽化対策を推進します。
- ②必要に応じた通学路の安全対策、交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努めます。
- ③誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良の推進や歩道のバリアフリー化を推進します。
- ④関係機関や地域と連携して、年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、村道の維持修繕を推進します。
- ⑤道路管理業務の効率化・高度化を図るため、道路台帳管理システムの導入を検討します。

(3) 新たな公共交通の検討

- ①沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進します。
- ②村内の交通弱者の利便性向上に資する村内巡回交通手段・システムの検討をはじめ、隣接市町または北部広域、民間企業等との連携した新たな交通手段を検討します。

(4) 景観に配慮した道路景観の創出

- ①地域特性に応じた街路樹の整備や沿道の緑化等、交通安全面や道路の維持管理面等も考慮し、道路景観の創出・充実に取り組みます。
- ②関係機関や地域と連携し、道路残地等を活用した緑化・美化を推進するとともに、地域による沿道緑化等の維持管理を促進します。

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
村道の改良率	86.9% (平成27年)	86.9%以上	海や山等のあたりは道路の未整備箇所あり

▶ 施策のめざす方向

人口の増加や観光関連施設等の立地に伴う水需要の増大に対応した施設整備を図るとともに、有収率の向上及び安全で良質な水の安定的な供給に向けて、各地区において配水ブロック化を実現し漏水調査の効率化を図る必要があります。また、各水道施設の更新整備を引き続き進めていきます。あわせて、村民の節水意識の啓発を図ります。

集落排水については、各処理場及び管路等の長寿命化を図るとともに、未整備地区における管路延長の整備等の生活環境の充実に取り組みます。

▶ 現状と課題

宜野座村には5つのダムが立地し、うち湯原、宜野座大川、漢那の3ダムが上水道の水源として利用され、上水道普及率は100%となっています。

本村においては、平成23年度から老朽化した配水管・給水管による漏水が多発して有収率が下がったため、平成23年度から4年間漏水調査を行い、約40件の漏水を発見しました。しかしながら、漏水対策が追いつかないため、有収率は低迷しているのが現状です。有収率の向上を目指すためには、早急に老朽化した配水管及び給水管の布設替え工事が必要となっています。また、平成2年度に更新を行った福山浄水場の電気機械設備等が経年化により老朽化が著しく故障等が多発し、浄水処理に支障をきたしています。福山浄水場は、本村全域の浄水処理を行っていることから、早急に更新を行い安全で良質な水道水の安定供給を図ることが必要です。

一方で、本村の人口増加に伴う住宅増やリゾート等の施設立地による需要水量の増加等に対応していくためにも引き続き、新たに配水管の布設や給水管網の整備を推進することが必要です。

集落排水処理施設(下水道)については、村内一円の整備は一通り完了していますが、未整備地区での今後の宅地開発等に備え整備を進めつつ、未接続世帯への接続を促進するとともに、老朽化している施設への対応が必要となっています。

汚泥の再利用についても、平成25年に汚泥循環施設の整備が完了し、今後は処理水や汚泥肥料の利用促進に向けた取り組みを進める必要があります。

■有収率の推移

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
有収率	92.34	93.23	92.90	83.90	87.65	85.43	75.17	75.17	73.27

■配水管更新(実績)の推移

年 度	平成26年度	平成27年度
耐震管延長	336m	536m

■農業集落排水事業への接続率の推移(※平成19～27年(度)の10年間)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
接続率	97.4%	97.6%	98.5%	96.1%	95.4%	97.3%	97.6%	97.5%	97.6%
a 接続人口	4,672	5,037	5,229	5,290	5,387	5,463	5,528	5,647	5,662
b 全人口	4,798	5,161	5,307	5,505	5,647	5,612	5,666	5,792	5,800

施策展開

(1) 主要施設の耐震化及び老朽化施設の更新

- ①浄水場の電気機械設備等の整備を実施します。
- ②浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施やその結果等に基づき、耐震化や更新を進めます。
- ③各地区の配水ブロック化による漏水調査を実施します。
- ④耐用年数や管種等を考慮し、計画的・効率的な更新を進めます。

(2) 緊急時の応急給水対策

- ①災害時に備え応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努めます。
- ②災害時に被害を最小限に抑え、早期回復ができるよう、危機管理マニュアルを作成します。

(3) 節水意識及び自家貯水槽の適正管理の啓発

- ①限りある水資源の安定供給を図るため、広報誌等による節水意識の普及に努めます。
- ②自家貯水槽の適正管理に関する啓発に努めます。

(4) 水道事業の健全運営

- ①水道料金の段階的な改定をはじめ、事務事業の合理化や効率化等を進め、水道事業の健全運営に努めます。

(5) 集落排水の整備

- ①快適な生活環境と河川や海の水質保全を図るため、集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
- ②一部の処理場において機械設備が老朽化しているため、その対応を検討します。
- ③集落排水の接続率は97.6%（平成27年度末現在）と高いものの、未接続の家庭に対して引き続き接続の促進に努めます。

(6) 合併処理浄化槽設置の促進

- ①集落排水（管路）の整備の見込みがないものに対して合併浄化槽設置の制度を活用して設置に努めます。

(7) 処理水・汚泥の再利用の促進

- ①処理場から排出される処理水及び汚泥の再利用を促進し、循環型社会の形成を図ります。特に汚泥については、各処理場に設置されている堆肥化施設を有効活用し、品質の向上に向けた取組を強化します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
有収率の向上	73% (平成27年度)	85% (平成32年度)	配水ブロック化による漏水調査
配水管更新(耐震管延長)	1,400m(約1.7%) (平成27年度)	6,400m(約8.0%) (平成32年度)	配水管更新延長80,155m (平成28年時点)
集落排水の接続率	97.6%	97.6%以上	現状値以上を目指す

基本施策 5-4

誰もが安心して暮らせる住環境の充実

▶ 施策のめざす方向

「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の整備と適正な維持管理を行うとともに、安心して快適に暮らせる住宅環境の整備や定住促進、地域と連携した計画的な住宅地の供給に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村の人口は緩やかであるものの、増加傾向であり、世帯分離も進んでいます。本村の住宅は「持ち家」が大部分を占めていますが、近年は「民間借家」の割合が増えつつあります。また、区による宅地開発も進められていますが、村内には不動産もないため、村内で住まいを確保することが厳しい状況もみられます。

本村の村営住宅は平成28年度現在、15団地118戸ですが、高齢単身世帯やファミリー世帯等の入居希望が高い状況がみられます。また、昭和50年代後半に建設した村営住宅（5団地）は30年以上経過し、老朽化しています。平成23年に策定した「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改善等を進めるとともに、多様なニーズに応じた住環境整備を目指した建替えの検討と既存住宅の延命を図る長寿命化を推進する必要があります。

一方、平成28年3月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が一部改正され、本村では平成26年に「宜野座村耐震改修促進計画」を策定しました。本村における一般住宅は、現行の耐震基準を満たさないものも存在（平成25年度概要調書によると「耐震性無し」と判断される住宅は18.1%と推測）していることから、地震時の建物の倒壊による被害を未然に防止する必要があります。

■公営住宅の整備状況（平成27年1月14日現在）

	団地名	建設年度	戸数
1	宜野座団地	平成18年度	12
2	宜野座第二団地	昭和59年度	8
3	宜野座第三団地	昭和62年度	8
4	松田団地	昭和57年度	8
5	漢那団地	昭和58年度	10
6	漢那第二団地	昭和62年度	8
7	惣慶団地	昭和59年度	8
8	惣慶第二団地	昭和61年度	8
9	城原団地	昭和60年度	8
10	城原第二団地	平成10年度	4
11	福山団地	昭和60年度	8
12	福山第二団地	平成5年度	4
13	潟原団地	昭和61年度	8
14	福山第三団地	平成21年度	10
15	城原第三団地	平成23年度	6
合計			118

■住居の種類、所有関係等

	人口	住宅に住む一般世帯数	一世帯当たり人員					一世帯当たり延べ面積(m ²)	一人当たり延べ面積(m ²)
				持ち家	公営・公団・公社の借家	民間借家	給与住宅		
昭和60年度	4,414	1,140	4.33	916 80.4%	41 3.6%	153 13.4%	18 1.6%	29.2 (25.0)	7.8 (7.1)
平成7年度	4,651	1,314	3.55	1,012 77.0%	94 7.2%	181 13.8%	11 0.8%	85.9 (70.9)	25.5 (22.8)
平成17年度	5,042	1,604	3.00	1,134 70.7%	100 6.2%	363 22.6%	4 0.2%	89.1 (75.7)	29.7 (27.6)
平成22年度	5,332	1,811	2.80	1,198 66.2%	105 5.8%	478 26.4%	8 0.4%	—	—

注：昭和60年以前は一世帯及び一人当たり延べ面積は畳数で、下段（ ）は県平均。

注：住宅の床面積は平成17年の数値記入から平成22年の選択式となったため、データはない。

資料：「国勢調査」

施策展開

(1) 宜野座村住生活基本計画の策定

①新たな「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年）に伴い、宜野座村住生活基本計画を策定します。

(2) 村営住宅整備の推進

①「宜野座村公営住宅等長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検及び適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図ります。

②高齢者及び障がい者、若者ファミリー層等に対応した住環境の整備や優先入居等に取り組みます。

(3) 住宅整備への支援

①介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険法や補助事業による住宅改修への支援を行います。

②村民の生命と財産を地震から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進します。

③老朽化等により景観面や安全面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組みます。

④移住等を計画する希望者への住宅関連情報の提供に努めます。

(4) 地域と連携した計画的な住宅地の供給

①各区との十分な連携のもとで計画的な宅地開発を検討するとともに、無秩序な宅地開発を防ぐため、適正な民間宅地開発の誘導に取り組みます。

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
一般住宅の耐震化率	81.9% (平成25年度概要調書)	90%以上	宜野座村耐震改修促進計画

基本施策 5-5

交通安全対策の充実

▶ 施策のめざす方向

交通安全思想の普及及び交通安全対策活動を充実するとともに、交通安全施設の整備充実及び道路の改善や整備を図りながら、交通事故のない、安全な環境づくりを推進します。

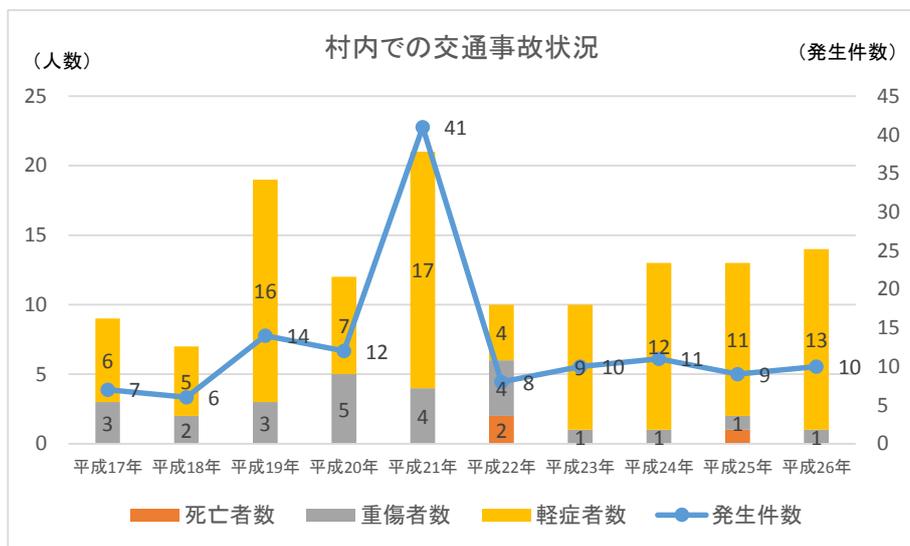
▶ 現状と課題

本村における交通事故の傾向として、死亡事故や重症を伴う事故などは少ないですが、軽症者数や発生件数は平成21年の国道329号バイパスの一部開通を除くと、横ばいもしくはやや増加傾向にあり、国道329号等の見通しがよくスピードの出やすい幹線道路や飲酒絡みの事故、高齢者に関する事故などがみられます。

交通三悪（速度違反・飲酒運転・無免許運転）のうち、特に飲酒運転については罰則が強化されたにも関わらず、飲酒絡みの交通事故や飲酒運転の検挙があることから、飲酒運転根絶が十分に浸透していないことがうかがえます。

村内の交通安全施設については、ガードレール、カーブミラー、スクールゾーン等の交通安全施設はほとんど整備していますが、今後は交通安全施設の更新が必要となっています。

交通安全の啓発及び推進については、石川警察署や宜野座村交通安全推進協議会、交通ボランティア、学校等と連携して、交通安全運動（街頭活動）や交通安全教室等に取り組んでいますが、村民個々への浸透を図るためには関係機関・団体・地域のさらなる連携が不可欠です。



施策展開

(1) 交通安全施設の整備充実

- ①道路交通状況や地域住民ニーズなどを踏まえ、関係機関と連携し必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図ります。
- ②見通しの妨害、歩行・通行の邪魔となり交通事故を誘発する立て看板や樹木等の管理指導に努めます。

(2) 交通安全思想の普及

- ①交通安全意識の高揚や交通安全マナー・モラルの向上を図るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全運動の充実を図ります。
- ②宜野座村交通安全推進協議会などと連携しながら、飲酒運転防止の啓発に努めます。
- ③石川警察署との連携による高齢者向けの交通安全講習の実施や交通事故防止に努めます。

(3) 交通安全対策活動の充実

- ①関係機関等との連携を強化し、街頭指導等の実施、歩行者、運転者に対する意識啓発を促進します。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
交通死亡事故	0件	0件	
飲酒運転検挙者数	1件 (平成27年12月末)	0件	交通白書

前期基本計画

6 章

基本政策 6 :

「知恵と力を結集してみんなでつくる“むらづくり”」

- | | | |
|----------|--------------------|-----------|
| 基本施策 6-1 | 村民参加による協働のむらづくりの推進 | p 132～133 |
| 基本施策 6-2 | 効率的な行政運営の拡充 | p 134～135 |
| 基本施策 6-3 | 健全な財政運営の確立 | p 136～137 |

基本施策 6-1

村民参加による協働のむらづくりの推進

▶ 施策のめざす方向

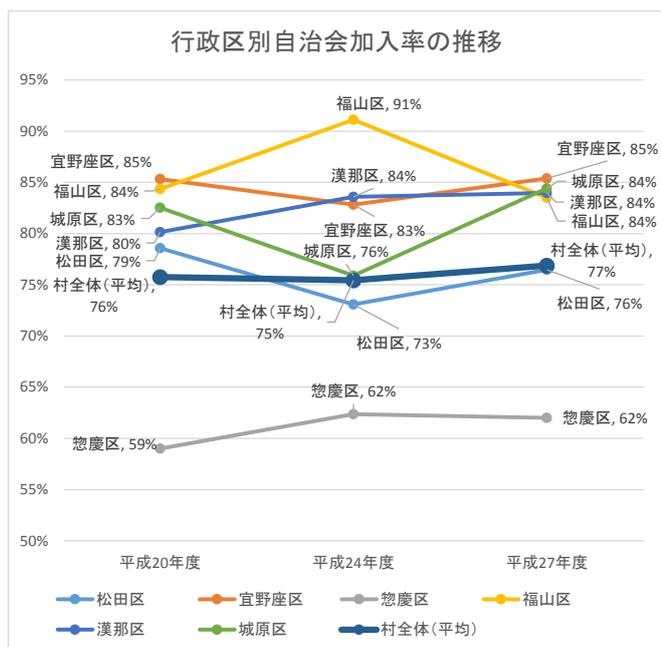
地域主体によるむらづくり活動を支援するとともに、「宜野座村むらづくり村民会議」等の村民参画のシステムを構築します。また、各区との情報交流及び広報・広聴活動を充実するとともに、各種計画等の村民参画機会の充実を図ります。

▶ 現状と課題

本村は松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区及び城原区の6行政区からなり、地域住民が主体となって特色あるむらづくりを各区主体で取り組んでいます。また、行政連絡会議の毎月開催、各行政区と行政懇談会の毎年開催など、村行政と各区の連絡体制は整っており、情報交換や意見交換を実施しています。このように行政区毎の主体的な取り組みは活発であり、漢那区では地域の利便性の向上や交流拠点となる共同売店が平成25年7月に復活、「地域支えあい隊」平成26年9月に発足するなど、地域の課題解決にむけて地域が主体的な活動が広がりつつあります。

また、地域住民と行政の協働による自立した村づくりを目指すため、平成26年度より宜野座村むらづくり村民会議を開催し、平成26年度17名、平成27年度12名が参加し、行政区を越えた村全体の村づくりに関わる取り組みが動き出しています。

今後とも、地域住民が村行政と共にむらづくりを考え、また、地域住民が地域の課題解決や展望にむけて主体的に取り組んでいくことが重要です。そのため、行政主導のむらづくりから、村民参加による協働のむらづくりにむけた取り組みを継続発展できるよう、充実していくことが求められます。



施策展開

(1) 地域主体によるむらづくり活動・計画策定の支援

- ①各区での行事等の地域コミュニティを活かした各種活動の支援に努めます。
- ②各区における地域課題を解決するよう、「(仮称)〇〇区むらづくり構想」等の策定を促進します。
- ③婦人会及び青年会等の活動を支援します。
- ④世代交代により希薄化が進んでいる宜野座村郷友会との継続的な連携のあり方を検討し、連携体制の強化を図ります。

(2) 村民参画のシステムの構築

- ①村民主体型のむらづくりを推進するため、村民自らがむらの将来を考え、語り合いながら、村政に提案し、行動していく等、「宜野座村むらづくり村民会議」を開催し、協働のむらづくりを進めます。
- ②村民や地域が主体となって企画・提案するよう、村民参画のシステム等を定める「むらづくり基本条例」(あるいは村民提案制度導入)の検討をはじめ、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討します。
- ③地域で活躍できるむらづくり活動のリーダーや担い手の育成を図ります。
- ④多くの役割を担う働き世代の負担を軽減するため、参加しやすい行事・イベントづくりを推進するとともに、村や区の行事・イベント等の整理・縮小に努めます。

(3) 各区との情報交流及び広報・公聴活動の充実

- ①定期的に行政連絡会議を開催し、各区との連携を図るとともに、毎年各区で開催している行政懇談会の充実を図り、連絡調整や情報交流の場づくりに努めます。
- ②村広報や村ホームページ等による住民の関心の高い行政情報の発信の充実や行政相談等を活用し、公聴活動の充実を進めます。

(4) 村民参画機会の充実

- ①行政と地域の協議の機会を拡充するとともに、パブリックコメントやアンケート等の様々な媒体・手段を活用し、村民のむらづくりへの意向を把握に努めます。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成 32 年度)	備考
行政連絡会議の開催	毎月 1 回	毎月 1 回	
行政懇談会の開催	各行政区毎年 1 回	各行政区毎年 1 回	
巡回行政相談	毎月 1 回	毎月 1 回	
自治会加入率	77% (平成27年度)	77%以上	自然増よりも社会増による人口増加等の流動人口を踏まえ、現状値以上を目指す。

基本施策 6-2

効率的な行政運営の拡充

▶ 施策のめざす方向

限られた人的資源の中で、地方分権や多様な村民ニーズ等に柔軟かつ迅速に対応するため、村役場職員が自主性、創造性、革新性を持ち、高い業務能力を発揮できるような人と組織づくりを推進します。また、効率的で質の高い行政サービスを提供するために、村民の視点に立った業務や事業の継続的な見直しを行うとともに、情報技術や民間ノウハウの積極的な活用を図り、村民サービスの向上と行政経費の削減等に努めます。

さらに、生活サービス等の充実はもとより、基地問題や北部地域の振興などの広域的な課題に対しては近隣市町村や国・県と連携を強化した広域行政に取り組み、魅力あるむらづくりに取り組みます。

▶ 現状と課題

地方分権の進展により、村民に身近な自治体の果すべき役割がさらに重要となっています。しかし、多種・多様化する村民ニーズへの対応が求められる一方で、その裏づけとなる財政状況は厳しい状況にあります。

宜野座村では、これまで「行政改革大綱」（第4次平成22～26年）に基づき、効率的かつ質の高い行政サービスをめざし、課の新設・改変、公的施設の指定管理者制度の活用、事務事業の外部委託及び行政事務の改善、むらづくりアドバイザーの導入等を実施し、村民サービスの向上や行政組織の効率化や村役場職員の適正配置等に取り組んでいます。

今後、少子高齢化社会の対応及び社会インフラの更新・維持管理の対応、さらに個性あるむらづくり・拠点づくりにむけた新たな財政需要が見込まれ、厳しい状況も想定されます。また、近年は権限委譲に伴う事務事業の増加及び事務内容の多種・多様化も進行していることから、行政サービスを低下させることなく村の将来像を実現できる組織をつくるため、村として担うべき役割の精査が必要であり、地域、各種団体、民間事業者等に任せられることは積極的に任せるなど、不断の行財政改革への取り組みが必要となっています。

併せて、人事評価制度の導入による人材育成や役場組織全体の士気高揚、職員研修等による村役場職員の資質向上を図るとともに、情報基盤の十分な活用等による業務の効率化を行い、行政事務の簡素化・効率化及び行政サービスのさらなる向上に努める必要があります。

施策展開

(1) 効率的な行政運営の推進

- ①「第5次行政改革大綱」及び「行政改革プラン」の策定と行政改革推進本部による進捗管理を行い、村役場が一体となった取り組みを進めます。
- ②国や県、関係機関等と連携しながら、各種事業・制度等を活用した事業や施策の立案を行います。
- ③総合計画（基本構想・基本計画）に基づいた体系的な政策の進捗状況の確認に努めます。
- ④村役場職員の能力・業績に基づく人事評価制度を導入し、人材の適正配置や公務能率の向上を図り、充実した行政サービスの提供に努めます。
- ⑤村役場職員の意識改革や職員の職務執行力・政策形成力の向上を図るため、各種研修への派遣の充実や各種会議等の主体的な参加の促進等、職員の資質向上を図る人材育成を推進します。
- ⑥行政サービスの質の維持・向上や経費削減などをめざすため、定員の適正化及び組織の見直しに努めるとともに、各部署間の連携強化を図ります。
- ⑦業務の効率化や経費の節減、村民サービスの維持・向上の観点から、民間への業務委託等を推進するとともに、指定管理者制度の導入の検討や制度の適正な運用に取り組みます。
- ⑧「公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の維持管理・修繕、耐震化、施設の整理または廃止等、公共施設等の長寿命化を進めます。
- ⑨むらづくりアドバイザー等の専門的な知識や経験、技能等を有する人材を活用することにより、本村の魅力あるむらづくりに取り組みます。

(2) 行政情報化の推進

- ①情報セキュリティ対策も含めた情報化社会に対応していくため、村役場職員の情報関連知識の向上を含めた総合的な情報セキュリティ対策の強化を進めます。
- ②IT関連担当の配置及び専門技術を有する人材の育成に努めます。
- ③各種情報システムの導入による公共施設間のネットワーク化に努めるとともに、各種申請や公共施設の利用に関する手続きのオンライン化等によるICTを活用した村民サービスの向上や行政事務の効率化を進めます。

(3) 広域行政の推進

- ①隣接及び近接市町村と共同で企画・調整・対応等を行うことが適切な事務事業や事務の共同処理の検討等、周辺市町村及び関係機関などの広域連携による取り組みを推進します。
- ②基地問題及び北部地域の振興など、広域的な視点での地域づくりに適切に対応できるよう、各事務組合などとの連携を強化するとともに、市町村相互の連携及び役割分担を明確化し、広域事業の円滑な推進を図るなど、広域行政を推進します。

指標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
むらづくりアドバイザーによる委嘱人数	5名 (平成26年度)	10名	

▶ 施策展開

(1) 村財政情報の公開

- ①「バランスシート」や「ぎのぎのよさん」を作成・開示し、村財政状況を広く村民にわかりやすく伝えます。

(2) 計画的な財政の運営

- ①将来のむらづくりに向けた価値ある投資を行うため、政策協議を実施し、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。
- ②予算の平準化を図るため、「中長期財政計画」に基づく健全な財政運営に努めます。
- ③軍用地料の分収歩合については、条例化に向けて関係各区と協議のもと、適正な軍用地料の分収歩合の改正を推進します。
- ④無駄のない財政運営を進めるため、経常的な経費や維持管理費等の行政コストの節減に努めるとともに、各種補助金等の見直しを行います。

(3) 民間活力の導入

- ①指定管理者制度の推進や事務事業等の民間委託を推進します。
- ②出資法人の見直しや民営化を推進するとともに、補助金については目的や効果の再評価を行う等の見直しを行います。

(4) 将来を見据えた財源確保の推進

- ①長期滞納者への督促、催促、執行停止、分納の制約、手続き・支払い手続きの簡素化等に取り組み、収納率の向上を図ります。
- ②自主財源を確保するため、村税等の徴収率の向上をはじめ、企業立地の促進及び村民の雇用の場の創出、上下水道料金や各種使用料・手数料の適正化、ふるさと納税の推進等に取り組みます。
- ③村民への財政状況の理解・周知を促進しながら、「軍用地跡地有効利用基金（仮称）」の創設を検討します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (平成32年度)	備考
実質収支比率	5.8%	5.5%	
経常収支比率	79.5%	79.0%	
公債費負担比率	6.8%	6.5%	
ふるさと納税額	621万円 (平成27年度)	2,000万円	
村民税の納税率	96%	96%以上	
分収歩合	5 : 5	5 : 5	